

商工委員會議錄 第三十一号

昭和三十一年四月十八日(水曜日)
午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 早稲田 壽平君

理事 内田 常雄君 理事 岡本 幸八君

理事 白濱 仁吉君 理事 中村 正吉君

理事 長谷川 四郎君 理事 板川 忠久君

理事 田中 武夫君 理事 松平 三郎君

理事 浦野 幸男君 理事 遠藤 三郎君

理事 小沢 辰男君 理事 海部 俊樹君

理事 神田 博君 理事 齋藤 憲三君

理事 始関 伊平君 理事 新八君

理事 中垣 國男君 理事 中川 俊思君

理事 野田 武夫君 理事 林 博君

理事 原田 憲君 理事 岡田 利春君

理事 北山 愛郎君 理事 久保田 豊君

理事 小林 ちづ君 理事 中村 重光君

理事 西村 力弥君 理事 伊藤卯四郎君

出席國務大臣

内閣總理大臣 池田 勇人君

通商産業大臣 佐藤 榮作君

建設大臣 中村 梅吉君

國務大臣 藤山 愛一郎君

出席政府委員

法制局長官 林 修二君

總理府總務長官 小 久雄君

公正取引委員會委員長 佐藤 基君

總理府事務官 (公正取引委員) 小沼 亨君

經濟企圖政務次官 菅 太郎君

官 (刑事局長) 事 竹内 壽平君

大藏政務次官 天野 公義君

厚生技官 (環境衛生局長) 五十嵐義明君

厚生事務官 牛丸 義留君

(業務局長) 農林政務次官 中馬 辰猪君

通商産業事務官 佐橋 滋君

(企業局長) 中小企業庁長官 大堀 弘君

運輸政務次官 有馬 英治君

運輸事務官 梶本 保邦君

(觀光局長) 建設事務官 關盛 吉雄君

(計画局長) 總理府事務官 辻 吉彦君

總理府事務官 (公正取引委員) 後藤 英輔君

公正取引委員會 警視廳長 綱井 輝夫君

警察少年課長 (大蔵事務官) 有吉 正君

大蔵事務官 (大蔵官房財務調査官) 上田 克郎君

國稅庁間稅務部長 (農林事務官) 松岡 亮君

農林事務官 (農林經濟局參事官) 專 門 員 越田 清七君

農林經濟局參事官 (農林經濟局參事官) 專 門 員 越田 清七君

農林經濟局參事官 (農林經濟局參事官) 專 門 員 越田 清七君

農林經濟局參事官 (農林經濟局參事官) 專 門 員 越田 清七君

農林經濟局參事官 (農林經濟局參事官) 專 門 員 越田 清七君

農林經濟局參事官 (農林經濟局參事官) 專 門 員 越田 清七君

農林經濟局參事官 (農林經濟局參事官) 專 門 員 越田 清七君

農林經濟局參事官 (農林經濟局參事官) 專 門 員 越田 清七君

農林經濟局參事官 (農林經濟局參事官) 專 門 員 越田 清七君

農林經濟局參事官 (農林經濟局參事官) 專 門 員 越田 清七君

農林經濟局參事官 (農林經濟局參事官) 專 門 員 越田 清七君

農林經濟局參事官 (農林經濟局參事官) 專 門 員 越田 清七君

農林經濟局參事官 (農林經濟局參事官) 專 門 員 越田 清七君

農林經濟局參事官 (農林經濟局參事官) 專 門 員 越田 清七君

農林經濟局參事官 (農林經濟局參事官) 專 門 員 越田 清七君

農林經濟局參事官 (農林經濟局參事官) 專 門 員 越田 清七君

農林經濟局參事官 (農林經濟局參事官) 專 門 員 越田 清七君

農林經濟局參事官 (農林經濟局參事官) 專 門 員 越田 清七君

農林經濟局參事官 (農林經濟局參事官) 專 門 員 越田 清七君

農林經濟局參事官 (農林經濟局參事官) 專 門 員 越田 清七君

農林經濟局參事官 (農林經濟局參事官) 專 門 員 越田 清七君

○田中(武)委員 総理もたたいまおっしゃいましたように、今までは生産者中心、生産の面から行政をやってきた、こういうことなんです。従って、むしろ消費者はその犠牲になってきた、こういうことを池田総理自体が認められると思うのです。たとえば、今おっしゃいました、今国会で成立を予定されている国民生活研究所法にいたしましたが、今度特殊法人として出て参りましたが、その前身である国民生活研究所はいわゆる財界の寄付によってできた団体でございまして、その発行しておる機関誌を見ても、「生産と消費」ということになっておる。調査の面を見ても、すべて消費にマッチした生産をするのではなく、生産に合わせた消費を誘発するといふ行き方でありました。従って、そこ

政府はそういう方向でいっておるのであります。

○田中(武)委員 いや、私の言っているのは、消費というものをまず見て、消費に合うようなものを作っていく、これが消費財の生産だと思ふのです。ところが、先ほど総理みずからもおっしゃったように、生産を中心と考えていく、従って、で上がったものに消費者をくっつけていくというのが今までの状態だったわけですね。そういうやり方は逆なやり方である。消費というものをまず見る、そして消費者の好むものが消費財の生産だと思ふのです。ところが今まではそういうことは関係なくものを作ってしまふ、そうしてそれを消費者に押しつける、その押しつけていくところに行くと過大な広告など、偽飾的な宣伝をやらねばならぬという事実があった、そういうことを申し上げておるわけなんです。今、薬事法等をおっしゃいましたが、薬事法の六十六条でしたかには、なるほどおっしゃる通りにこの誇大広告の禁止規定があります。これはあとで厚生大臣にお伺いするつもりでおりますが、この条文はほとんど動いておりません。従って、今日までは消費者を犠牲にしてきたところの行政であつたといわねばならないと思ふのであります。たとえば池田さんが内閣を組閣されて以来、一枚看板として掲げて参りました所得倍増計画でございまして、あれは結局はムードを起したにすぎません。その結果はほとんど物価を上げて参りました。消費者に大きな犠牲をしたと思ふますが、これは池田内閣の所得倍増計画が物価値上

りの大きな原因となり、そういうムードを作っていく。ここに消費者を大きな犠牲にした、こう申し上げておるのですが、そのように総理は考えられませんか。

○池田内閣大臣 生産も消費を見越しての生産でございまして。消費の見通しのないところに生産ができればはずはございせん。政府の行政の重点が今までは生産の方に置かれたというところは、何でもかんでも作ってこれを国民に押しつける、こういう意味の生産行政に力を入れたという意味じゃございせん。やはりこういうものがみんなの嗜好に合ひ、消費されるということを見通して生産が行なわれた、それをして押してやるというふうなことは私はないと思つております。

それから高度成長政策というムードを作つて、そうして消費者が迷惑をした、こういうことでございしますが、私は他の機会においても言つておりますように、日本の今までの経済のようない。従って、日本国民の生活を先進国並みに持つていくためには、他の国よりももっと高度成長をしていかなければならぬ。しこうして日本人はそれができるのだ。日本人は高度成長をやるだけの能力と熱意を持っておる。これをつかまえて私は高度成長をやつていこうと思つておるのであります。物価はある程度上がりまして、しかし、それにも越して国民所得は上がつてきておる。私は、高度成長ができたから減税も行なわれ、社会保障制度も拡充強化でき、そうして文教政策にも相当力を入れられるようになった、これは

国家経済の高度成長の賜であると思ふ。ただ問題は、高度成長の過程におきまして、所得ももちろんふえましたが、また物価も上がったけれども、所得がふえたほど上がつておられません。所得がふえるにつれて物価が上がつていくというところは、これはネセサリー・イェブルかも知れませんが、やむを得ない話かも知れませんが、しかし、できるだけ物価が上らないようにするのが政治だ、こういうので、最近の物価の上昇を見まして、これを上がらないようにしていこうと思つておるのであります。物価が上がつたから、高度成長がいけないのだという考えは私は持つておりません。やはり日本人の持ち前を使つて、高度成長をして、われわれの生活をよりよくすることが政治の要諦である私は確信いたしておるのであります。

○田中(武)委員 総理は確信しておられるようですが、その確信が若干くずれてきたことは事実であります。総理が言われた高度成長計画が、結局は物価値上りというものをなしたことはいかならない事実であります。何ば物価が上がつても、所得が上がればよいとおっしゃるが、所得と物価の上がり割合はどうかといへば、物価の方が先を越しております。先ほど、また日本の消費者水準を上げていく、それが高度成長である、こういうふうにおっしゃつたのですが、六畳の居間に親子四人の生活をしておる、そこにテレビがある、洗たく機がある、こういうような生活、これがはたして文化的な均衡のとれた国民生活だと言ふのでしうか。さらに総理は今日まで消費者のためにほんとうに取り組まな

かつたという一つの原因は、消費者保護を担当する専門の部局が今日の内閣の中にないじゃありませんか。経済企画庁がやっておるとおっしゃるかも知れませんが、あとで触れますが、物価安定政策にいたしましても、作文を作るのが経済企画庁であつて、実際は何らそれを実施する権限を持つていない。それだけの主管庁がやっておるのです。たとえば通産省にいたしましては、通産省の方は、やはり生産の上から立ててやります。従つて、たとえば電気器具等を見まして、洗たく機にいたしましても、テレビあるいはトランジスター・ラジオ等にいたしましては、その他業品にいたしましては、半年もすれば変わつてしまふんです。ラジオなんか見てごらんない。半年もすればデザインが変わつてしまふ。自動車だって、いつも次々とデザインが変わるのです。そういう中において、やはり消費を見越してじゃなくして、まず生産が先行して、それに消費をくっつけるような政策をとつてきた。それが今日の政府の消費者行政であります。もう一度信念をお伺いいたします。

○池田内閣大臣 御質問の要点がちょっととりにくいでございまして、先ほど申し上げましたごとく、日本の産業経済政策というものは、従来生産に重点が置かれたというところは、これは新興の日本としてやむを得なかつたかも知れません。しかし、生産と消費というものはうらはらでございまして。従いまして、健全な消費といふことも考へて、生産の方でもこれを調整すると申しますか、あるいは価格の点、品質の点等につきまして十分の注意をしなければならぬ。ことに薬品、薬事関係につきましては、従来も

○田中(武)委員 六畳の間を使つておる場合というのです。

○池田内閣大臣 六畳の部屋でテレビを持つ、そのことがいか悪いかという問題につきましては、それは議論がございましょう。しかし、日本の通信工業の発展というところは、やはりテレビ、ラジオの普及に負うところが非常に多いのであります。もちろん生活程

○田中(武)委員 六畳の間を使つておる場合というのです。

○池田内閣大臣 六畳の部屋でテレビを持つ、そのことがいか悪いかという問題につきましては、それは議論がございましょう。しかし、日本の通信工業の発展というところは、やはりテレビ、ラジオの普及に負うところが非常に多いのであります。もちろん生活程

度から申しますと、テレビを主題にして申し上げるならば、アメリカ合衆国が一番たくさんテレビがございましょう。アメリカは六千五百万台、イギリスが千五百万台くらい、日本が今八百五十万台、九百万台になろうとしておる。日本人の生活よりも三倍以上の生活をしておるフランスが二百五、六十万台しかございません。日本の人口の半分でございまして、家庭を半分にいたしますと、日本が四百万台、フランスが二百五十万台、しかし生活程度の方は、フランスの方が日本より三倍、ドイツだって三百万台しかない。日本はドイツの三倍持っておる。このこととがいかか悪いかという事はやはり国民性によるものであります。日本人が文化知識欲の旺盛な国民はございせん。こういうところから来ておるのでございましょう。そしてまた日本の技術が非常に進んできて、テレビを買わなければいかぬ、——私は十年くらい前のテレビ、アメリカのテレビを見たときに非常に高い。日本でも四十万円くらいする。しかし、日本のこういうテレビの普及が、今ではラジオ、テレビについては世界で第一の技術が進んでおる、これはやはり国民の熱意だと思ふ。だからそういうところがありますから、テレビあるいはラジオの状況なんか、これはいかにもぜいたくのようにございまして、科学の進歩と国民のそういう気持でいっているの、あなたがこれを生活水準の差で、テレビの普及を論ずるわけにはいかぬと思う。きょうの新聞に出ておりますあのソニーのテレビの小さいの、あれなんか、やはり日本人の力で、技術で、手先でできる。

これが何か変わり過ぎるから、そういうことはいけないうんだという、道徳的の点ばかりからは、議論するのはいかかと思ふのであります。伸びゆく日本にはそういうことはあり得る、あなたが非難すべき点でもない私は考えております。

○田中(武)委員 いや、私はテレビの普及について言っているんじゃないです。なるほどフランスは、私も行きましたが、それはテレビは日本ほど普及いたしておりません。私もテレビ等を作っておる会社の出身ですから、電器器具が多いからいけないと言っておるのではないのです。六畳の間に一家四人も五人も間借りしておいて、そこにずらり洗濯機、テレビ、その他の電器用品その他が並んでおるといふような生活が、はたして正常な生活だと思えておるか。あなたの生活というものは片ちゃんばである。このことを言っておるのです。そのことは、すなわちあなたの政策の中に住宅政策だとか、その他の問題が十分これに伴わないからこういって片ちゃんばの生活になるのだ。この片ちゃんばの生活を考えていくのか、こういうことを聞いておるわけですか。

さらにもう一つは、先ほど申しました消費者行政を専門する部局が一体どこなの、今後そういう専門部局を作るつもりはないのか、こう聞いておるのです。

○池田(武)委員 これはわれわれの生活に衣食住、こういうものがある。まず食を解決し、衣を解決します。そうして今度は住です。しかし、住というものは食あるいは衣、食糧、衣料のよう

に簡単にいきません。しかし、われわれは十年計画を立て、今後五、六年の間にこの住問題も解決しようという極力力を入れておることは御承知の通りであります。で、今のように国民の所得も相当ふえてきた。しかし、住を求めるとは十分でない。そこでやむを得ずと申しますか、日本人の特質として文化的なああいうものを持っておる。それは六畳の間借りしてテレビを持つということは、一見ぜいたくなようなかわかりませんが……

○田中(武)委員 ぜいたくと言っているのではない。池田(武)大臣 一見消費の行き過ぎのようには思われますが、これは戦後の状況からしてここまでいったのです。そうして五、六年あとには住宅を持てるようになってやろうという努力をしておるのであって、住宅がないからテレビを持つべきではない、そういう議論にはならないのです。私はそういうような状態だから、今後は主として住宅に力を入れなければならない、こういうことで進んでおるのであります。

○田中(武)委員 第一点の方につきましては、総理、焦点をぼかしてはいかぬと思うのです。私はテレビを持っておる、洗たく機を持っておるのがぜいたくだとは言っていないのです。それはあたりまえなんです。ところが一方一家四人なり五人なりが六畳の間借りをしておるといふこの状態を言っておるのです。この状態が片ちゃんばである。従って、これをどのようにして是正していこうとしておるのかということをお伺いしておるのです。

時間がありせんから、その点をお伺いして、次にいきますが、消費者行政を担当する部局については、臨時行政調査会の方で、こういうことで、一つ総理の方からも積極的にならうというものを作りたいという諮問をいただいたくよう希望をいたしたいと思ひます。

そこで、今日の状態を見ますと、まず経済企画庁が総合的な計画をする、それから実際の場面にあたっては、独禁法というものを通じて公正取引委員会が取り締まってく、これだけが消費者行政であります。ところがここに佐藤公取委員長がおりますが、この公正取引委員会がきわめて弱体であります。きわめてたよりない。まず予算の面から見ても、日本の公取委員会は相当するものがアメリカでは連邦取引委員会、すなわちFTCと言われるのですが、この予算、人員を見ますと、定員八百人以上、年間予算が二十億円以上なんです。ところが、日本の公取委員会は二百四十人の定員で、今年度の予算は一億六千万円でありまして、今度のこの不当景品類及び不当表示防止法、こういう法律が出て参りましたも、これに対する予算、人員の確保というものがありません。従って、法律は作るが、中身はない。池田内閣の出してくる法律案にはこういうのが多いのです。たとえば、当委員会において審議をいたしました新産業都市建設促進法、大きく振りかぶっております

が、中身は一体何です。こういうのこそむしろ不当表示法にひっかかるべき法案である。池田内閣の所得増進計画、一体中身は何だ、大きな広告ばかりやって宣伝した、これこそ欺瞞的過大広告の最たるものであると思うのでございまして、いかがでございませうか。

○池田(武)大臣 所得増進計画は大広告だと思ひますが、いかがでございませう。昭和三十五年におきましては、前年に比べて一六・七%の国民所得の上昇がございせんか。そして私は腹八分目と九%と計画をいたしましたら、三十六年度は九%ではなしに、名目で一五%くらい。九%が逆に一五%の国民所得。これは非常に低く見たので、逆じゃありませんか、私はそう思っております。行き過ぎたからこれを抑えようとしておるのであります。この高度成長をとやこう言いますが、これは世界の趨勢じゃございせんか。きのうアメリカのサクラ娘が二人来られてまして、どうです日本は、一昨年ケネディが大統領選挙でニュー・フロンティアということを言ったが、私は四、五年前からやっている。それで、それでどんだん家が建っております、こう言つて感心しております。決して所得倍増、高度成長が過大広告だというようにすることは全然ございせん、過小であったと思つております。

○田中(武)委員 なるほど一面において、数字の上において成長を示しておる。これは設備投資の行き過ぎだ、こういうことに原因をしておるのです。あなたの言っている高度成長政策がいわゆる経済の二重構造をますます

深めていく、一部の人のためのものではなかったという事は、もう偽り得ない事実なんです。従って私は、一般消費者の立場からものを言っている。あなたの様に、独占あるいは大企業、立場からものを言っているのじゃありません。その意味においては、先ほどおっしゃったように、過小でなく、まさに過大広告、欺瞞広告であります、欺瞞宣伝であります。それから先ほど私が言いましたように、アメリカの連邦取引委員会と、日本の公取委のあり方についてどう考えておられるか。

さらに時間がないから続けますが、この法案が出るにあたっては、通産省及び広告業者等から反対があつて、何回か修正せられております。アメリカの実情を見ますと、連邦取引委員会、すなわちFTCが主宰して制定しております業界の適正広告基準というものが数百ございます。さらに経営改善協会といひますか、これの手によって、これが相當な權威をもつて自衛をいたしております。現在日本においては、広告、景品類は野放しの状態でありまして、そういうことについてどのように考えておられるのか。この法案について、腹の中では賛成をしない向きがだいたいあるようです。佐藤通産大臣は笑つておられますが、われわれは通産省が大きな反対をしたと聞いておるので、あなたにあとで質問いたします。総理はこれについて一体どう考えておられるのですか、広告が今日のような野放しの状態になつてゐるのを、——だからこの法案を出したと言われましようが、それについて総理はどう考えておられますか。

○池田田務大臣 アメリカの公正取引関係の予算と日本とを比較になります。これは経済とか行政機構が違つておりますので、一がいアメリカが非常によく日本が非常におくれているというわけでもございせん。やはり日本の実情に沿つたように、できるだけ人員及び経費は少なくしていかなければなりません。必要に応じてこの機構はだんだん拡充強化されなければならぬと考えます。また、広告が野放しということでありまして、自由経済のもとにおきまして、そしてまた技術革新のこの時勢におきまして、広告には必要でございせん。これは先般も私各業態の広告費の状況を調べるように指示いたしました。大体昨年度ぐらゐで二千数百億円の広告料でございましょう。これはむだかといふと、それはございせん。技術革新のときにはなければいけません。そして広告して、たくさん品物が売れるようになれば、いわゆる生産性が上がつて、そしていい品質のものが安くできる、ただ国民がほんとうに健全な消費というものを頭に置いて広告をよく理解するといふことが必要である。われわれは広告を押さへようという気持はございせん。ただ、広告の場合において過當に、たとえばハワイへ行かすとか、何百万円のものを表示に出すとか、こういうことは取り締まるからといって、それを取り締まるからといって、私は広告を否定するものでは絶対にございせん。やはりこういう時勢のときには、広告というものは非常に必要なのであります。これが消費者のためにもいいといふことを考えております。ただ行き過ぎは何でも悪うござい

ますから、行き過ぎを抑えようとしておるのであります。○田中(武)委員 私も広告それ自体がいかぬとは言わない。今日のあつた大きな景品をもつて、しかも子供のものにまで射撃心をあおるようなことである。宣伝方法、こういうことを言つておるのであります。さらにそのことは教育に大きな影響があると思ふのです。今日広告費に幾らかけておるかよくわかりませんが、大体二千億円、これは表面に出たものですが、二千億円くらいかけておる。これが各物価の中に占める割合も大きいと思ふのです。それは必要な、親切な広告はいいと思ひます。しかし、問題は今のような野放しの状態である。そういう点を言つておるわけなのです。

わけです。おれにまかせておけと言つた結果がこのような状態になつてきた、そうするとこれは国民にも責任があるのだとを言ひたい。これは戦前の内閣ならまさに総辭職に値する。その問題に別に取り上げることになつておりますので私は言ひませんが、閣内においても意見の不統一があつて、今問題をかもしおることは御承知の通りであります。私に経済をまかせておけと言つておきながら、今さら責任を国民に転嫁するような発言は断じて許せないと申しますが、総理いかがでございせん。

ういうものはやはりやつていかなければならぬ。そして先般セントメントなんかでも起こりましたように、非常に需要が多くて値上がりするときには、運送その他について考えなければならぬ。そういう与えられた財政規模の中におきまして、できるだけ急ぐものをする、急がないものはあと回しにする、そういうことを言つておるのであります。決してデフレ政策をとらうといふのじゃありません。デフレ政策は私とはとるべきでないと考えております。ただ、今土地の値上がりとかなんとか問題になつております。あるいは大工、左官の賃金が上がつておる。今建築が行なわれておる。ビルは別にいたしまして、日本の住宅その他を見ますと、東京都内はもちろ、別荘地に行きまして、だれが家を建ててゐるかといふたら、ほとんど社用族です。健康保険その他の財源をもちまして、何々会社、何々組合、それで個人で別荘地に家を建てるとか、あるいは東京都内で個人でやろうといふのは、住宅公庫とか住宅関係のものは別でございしますが、大がかり社用でございせん。私はその点におきまして、特に物価政策に、社用消費というものを極力押さへなければならぬ、こういう気持で入れたのでございせん。デフレ政策をとらうという気持はございせん。

また、もう時間がないようですから、さうして申し上げたいと思ひますが、きのうの閣議で、政府は三月十九日の閣議で決定した物価安定政策、これに物価動向に伴う時期的な財政運用をはかる等、六項目を追加せられたわけなのです。この中に社用消費の節約、これはいいのです。及び個人消費の健全合理化と貯蓄の奨励を行なう、こういうことが入つております。先ほど来言つておるうちに、高度経済成長、所得倍増計画といつてあつておいて、ここであつてデフレ政策をとらうとしておるのじゃないか、このように思ふわけなのです。また総理は先日京都の知事選挙に応援に行かれたときに、福知山において、物価の上昇は国民にも責任がある、こういうふうに言つておられるわけですね。重大な発言だと思ふのです。あなたはその前に経済のことはおれにまかせておけと大みえを切つた

わけてです。おれにまかせておけと言つた結果がこのような状態になつてきた、そうするとこれは国民にも責任があるのだとを言ひたい。これは戦前の内閣ならまさに総辭職に値する。その問題に別に取り上げることになつておりますので私は言ひませんが、閣内においても意見の不統一があつて、今問題をかもしおることは御承知の通りであります。私に経済をまかせておけと言つておきながら、今さら責任を国民に転嫁するような発言は断じて許せないと申しますが、総理いかがでございせん。

また、もう時間がないようですから、さうして申し上げたいと思ひますが、きのうの閣議で、政府は三月十九日の閣議で決定した物価安定政策、これに物価動向に伴う時期的な財政運用をはかる等、六項目を追加せられたわけなのです。この中に社用消費の節約、これはいいのです。及び個人消費の健全合理化と貯蓄の奨励を行なう、こういうことが入つております。先ほど来言つておるうちに、高度経済成長、所得倍増計画といつてあつておいて、ここであつてデフレ政策をとらうとしておるのじゃないか、このように思ふわけなのです。また総理は先日京都の知事選挙に応援に行かれたときに、福知山において、物価の上昇は国民にも責任がある、こういうふうに言つておられるわけですね。重大な発言だと思ふのです。あなたはその前に経済のことはおれにまかせておけと大みえを切つた

わけてです。おれにまかせておけと言つた結果がこのような状態になつてきた、そうするとこれは国民にも責任があるのだとを言ひたい。これは戦前の内閣ならまさに総辭職に値する。その問題に別に取り上げることになつておりますので私は言ひませんが、閣内においても意見の不統一があつて、今問題をかもしおることは御承知の通りであります。私に経済をまかせておけと言つておきながら、今さら責任を国民に転嫁するような発言は断じて許せないと申しますが、総理いかがでございせん。

いうことを言っておるのであります。あくまで政府の責任であることは当然でございます。私は自分の責任を国民に転嫁しようという気持は毛頭持っておりません。あらゆる方法をもって政府は責任を持ってやっております。しかし、国民におきましては、ちょうど昨日の閣議決定で言っておるように、国民に健全な消費をお願いするということは当然であります。国民としてそういうふうに進んでいくという責任は、国民にもあるのだ、もちろん政府が全責任でやるということは前提として言っておる。そのすぐおしまいの方だけをとりえての発言で、国民にも責任がある、私はそんなけちな気持は毛頭持っておりません。全責任を持って私がやっておるということをはっきり申し上げます。(拍手)

○早稲田委員長 時間が参りましたから……

○田中(武)委員 それでは時間がありませんから、続けて一問一答でなく申し上げます。

総理は、全責任を私はとります、こうおっしゃったのですから、これは承っております。

そこで本年度物価上昇率は二・八%という目標がありますが、これは先ほど言われたような全責任を持つという上立って二・八%維持できるかどうか。それから電気その他公共料金が高くなるようにしております。こういうようなものに対してどう処理しようと思っておるのか。

それから、一つ大きな問題に土地対策といいますが、宅地あるいは土地の高騰というものがものすごいのです。従いまして、先ほど言った生活のアン

バランス、こういうものにも大きな影響を与えておる。土地の値上がり、宅地の値上がりも池田ムードがもたらした結果であります。従って、土地、宅地の高騰に対して、これは二年も前からわれわれ言っておりますが、政府は一体どのような措置をとろうと思っておるのか。

それから、福岡山発言でございませう。一言半句をもつて批判せられては困るというが、かつて美濃部博士が天皇機関説のときに、そういうようなことを言いました。一言半句をもつて言っておるのじゃないのです。あなたは大きく経済はおれにまかせておけと言っておきながら、話の最後は知らぬ、しかし、最後にはやはり国民も責任がある、こう言ったのです。それだからそれを言っておる。

同時にまた、藤山企画局長官の先日の経済同友会における発言、こういうことで、すでに経済政策において閣内で行き詰まりが来ているということははっきりしておる。そういうことについては総理はどのように経済政策について転換していくとされるのか。

それから、きのう六項目を加えたところの閣議決定の物価安定政策にいたしましたが、作文にすぎません。私が申しましたように、ここからこのものはデフレ政策をとろうとする、このようにおっしゃるわけですが、その具体的な実施、これはそれぞれ所管庁がある、こうおっしゃるだろうと思いますが、いつからこれをやろうと思っておるのか、そういう点をお伺いいたします。

○池田田務大臣 御質問の第一点の消費者物価の今年の見通しは、お話しした通り、昨年の暮れに二・八%の上昇を見込んでいろいろな政策を立てております。しかし、遺憾ながら、この三月まで消費者物価は上がってきておりまして、これが三月からずっと横ばいした場合には、やはり二・八%になるかという、そうはならないのです。昨年の暮れには二・八%を見込んだ。そのうして総生産は五・四%、こう見込んでおりました。しかし、生産は見込みの通り落ちません。あれは、一月ごろから九%程度の下落で、下半期に二・八%の増、こう見て五・四%にしました。今の消費者物価の二・八%は、三月、四月からずっと消費者物価が横ばいのときに、前年に比べますともう二・八%より上になっておる。これは暦年度と年度と違いますが、三・四%くらいにこれらの横ばいでもそうなってくる。これは今の自由主義経済のときいろいろな見込みをやりませんが、九%で押えようとしても名目的には一五・六%もいく。だから私は二、三カ月前に、あまり数字のことは言わない、こう言っておる。実際にそうなるの、この数字にこだわらない。福岡山でも、こうなってきたときに、五・四%を三%に変えようかと言った、私はそういうことは言わない、こう言った。これからのことはなかなかわからない。ただ考え方としては、行き過ぎはいけない、ということをおっしゃるだけで、そうして消費者物価もこれから下がる、こう言っておるのであります。

土地の値段の問題につきましても、土地の造成その他施策を今考えております。また電気料の値上げも、通産大臣もおられますが、私はまだ聞いておりません。今私が一番頭を悩ましておるのは、私鉄運賃の値上げをどうするかということ、これは今検討いたしておるのであります。

それから藤山発言であります。何れも閣内の不統一は全然ない。言い方が違っただけであります。われわれも通産大臣を初めとして、設備の行き過ぎは押えなければならぬ。これはデフレ政策というのじゃない。行き過ぎを調整しようという調整政策であるのであります。閣内の不統一は全然ない。御心配は要らないと思ひます。

○田中(武)委員 最後は要望だけ……

○早稲田委員長 もう時間がきておりますので……

○田中(武)委員 時間が来ておりますので、これでやめますが、数字に強い池田さんが数字にこだわらないとか、やはり少し強気ですが、経済政策に誤りがあったということは、どうやら腹の中でお認めの方です。これ以上は言いません。閣内の意見の問題はこれ以上追及いたしません。またの機会にいたします。

そこで希望しておきたいことは、消費者行政という立場に立って、総理が今までの施策を振り返って反省をして、前向きな姿勢でやっていたらいい、ということでありませう。

○池田田務大臣 誤解があるといけませんから申し上げますが、私は先ほど来申し上げましたように、高度成長政策は失敗ではない。これは日本民族の越えていかなければならない関所でありませう。それを越えることによって、よりりっぱな土地が見つかる。ちょうど昭和二十四年のときに非常な非難を受けました。二十八年のときにも非難

を受けました。三十二年にも非難を受けました。私はこの非難に耐えて、そうして四度目のいわゆる経済の発展のための施策を講じておるのであります。非難は甘んじて受けますが、今後の状況をござん下さいましたら、おわかりだと思ひます。私は決して所信を変えてはおりません、ということをおこにはっきり申し上げておきます。

消費者行政につきましても、先ほど来言っているように、従来の、戦前までの戦後の行政が、主として生産面に頭を使っておった。しかし、それでは高度成長した経済ではよくない。今後消費者関係の施策をやらなければいかぬ。そこで生活上対策審議会とか国民生活研究所を設けて今後大いにやっ

ていこうとしておることを、ここではっきり申し上げておきます。

○田中(武)委員 三十分程度というところでこちらは紳士ですから守ってきたんですが、どうも議論の途中で別れることになって、最後は総理が言いたいことを言っておく、こっちは逆に言えない、ということ、これはどうも片手落ちなんです、今後一つ考えていただきたいと思ひます。

そこで法制局長官、総理につきまとうのがあれが知らぬが、とにかく総理が出たので帰ろうとしておるのです、一つだけお伺いしておきます。

本法の十一條なんです、これは行政不服審査法の適用除外の規定なんです、そこに(昭和三十七年法律第号)となつておるのです。これは現在当議院において審議中なんです、これが通れば入ると、こういうことだと思ひますが、法律の格好として、これが空白のままにわれわれは採決でき

規約の認定とが重複しないように配慮するというのが第二点であります。第三番は、この法律の指定、制限、禁止、認定等につきましては、通産省に事前に協議をしていただくというのが第三点。第四点は広告表示等に関する通産省の権限はこの法律によつては変更されるものでないという四点についての覚悟を交換したわけでありまして。

○田中(武)委員 そのくらいにしておこうと思うのだが、この協議会が実際の今まで何をやってきたかというところ、この法律成立に反対をした、これが今日までのこの協議会の唯一の行動なんです。それだけは事実なんですから、認めてもらわなくちゃならぬと思うのです。

○田中(武)委員 通産省側としてはなかなか一札をとっていると思ふのです。さすがに実力局長だと思ふのです。

それから三年ほど前に通産省で広告法というのを考えられた、こう聞いておる。いわゆる許可、認可とかあるいは規制、取り締まり、こういうことを考えておられたようですが、この広告法案なるものが目の目を見なかつたのは、どういふわけですか。

○佐橋政府委員 初めの広告協議会に付きましては、昨年発足いたしましたように、ただいま私が説明しましたように、業界が自主的に広告の倫理綱領をきめてやっていこうという、いわゆる自主的な運動を展開しようというやうきに今度の法案が出たものですから、その意味においていわゆる自主的運動を展開しようというときに法的規制をやられるのはいかかというところで取り上げた問題が本法案に反対だったというところが、事実上、時間的にそういうことになったと思ひますが、決して広告協議会自体は本法案に反対するたに成立されたものでないことをもう一度申し上げておきます。

○早稲田委員長 ちょっと田中さんに申し上げますが、文部省から上野初等教育課長、大蔵、運輸、建設、公取、

農林、それぞれお越し願っておりますのでどうぞ。

○田中(武)委員 時間の関係もあるから、これで佐橋さんのことについては御信用しておきます。

通産大臣の時間の関係もあるようだから、大臣にお伺いいたしますが、この過大懸賞販売というやつ、ことにトリスでハワイへといったような、あるいは何百万円といったような見たこともないような賞品をつけるということ、こういうことが得るのは大企業なんです。従ひまして、今日までのこの広告あるいは懸賞のやり方は、大企業が自分のためにやっております。これは広告ですからその通りでしようが……その限りでは中小企業はそれはやれない。従ひまして、中小企業政策の面からも過大広告あるいは過大懸賞販売というものは考えねばならないと思ひますが、いかがでしょう。

もう一点、この過大広告あるいはこれは安売りに関する広告ということにもなりますが、これは小売商の過当競争を誘発いたします。従ひまして、小売商業調整特別措置法の観点からいきましても、小売商の過当競争排除の面からも考えねばならないと思ひます。

第三点、政府は自由化を十月から踏み切ることになっております。すでに自由化されております。この自由化対策との関連においてもこれを考えねばならない。たとえば自由化になれば外国の大きな会社が乗り込んでいろいろな宣伝あるいは懸賞をつけるであろう、こういう面からも過大広告、過大懸賞販売は取り締まる必要があると思ひますが、以上三点についてどのようにならうと思ひますか、また対策としてお持ちでありますか。

○佐藤國務大臣 先ほど総理からもお答えしましたが、PRの必要なことと思ひます。ただ行き過ぎたりあるいは事実と違つたりするところに問題があると思ひます。その意味では大企業は大企業なりに、また中小企業は中小企業なりにPRをしておることは御承知の通りでございます。いわゆる過大広告なるものは、中小企業においてはできないだらうと思ひますが、PRは中小企業も適当にやっております。これはテレビをごらんになりましたともあるいはラジオをお聞きになりましたとも、そういうのが出ております。日々の新聞広告等を見ましても、大企業に限るものではないと思ひます。むしろ特殊な過大懸賞というものは中小ではやれないだらう、それは御指摘の通りだと思ひます。だから私もPRという点では、そういう意味では、同じように産業に機会を提供すればよろしいし、そういうことでなければならぬだらう、かように思ひます。

また第二の点で、中小企業の問題ですが、中小企業もただいま申し上げるように適当に利用しておると思ひます。その範囲においては、とかやく言うべきではない、むしろ新しく産業を興す場合に、PRは必要だらうと思ひます。どこまでも行き過ぎは困るというところであります。またこのPRの結果が競争を誘発するという心配がある。これももちろんそういう御懸念があるだらうと思ひます。だから自由競争の場合において、これが適正に行なわれる場合には望ましいことだと思ひますが、いずれにしても行き過ぎはどれもよろしくない、かように思ひます。それで、そういう点の指導をしたいと思ひますのが本来の趣旨でございます。また先ほど消費者行政のお話が出ておりますが、私も一面業界自身に對して、ただいま申すような適正なPRをすることを指導いたします。政府は政府なりにたとえばJISマークを設定するとか、あるいは品質表示法を皆さん方の御審議をいただくとか、そして適正な信頼に足る品物を御めて、消費者行政を正しくするとか、消費者の利益を十分保護する、こういうような立場をとっております。これも御了承いただきたい。

○田中(武)委員 要は中小企業対策あるいは小売商業の過当競争に対する排除あるいは自由化問題にまで考えていかなければ広告というものは大へんなことになる、こういうふうに考えておるので、大体大臣御了承のようから……

それからもう一点ですが、日本消費者協会というのがありますね。これは日本生産性本部の後身として残っておりますわけなんです。通産省からわずか百万円程度だと思ふのですが、補助が出ておる。これをもって消費者のためのものだ、こういうのも、それはそれでよくて、これはむしろ先ほどから言つておる業界の存在なんですから。労働組合というならばむしろ御用組合だ、こう思ふわけなんです。この日本消費者協会へ通産省はわずかも補助金を出しておるんですが、その

あり方及び今後の指導をどう考えておられますか。

○佐藤国務大臣 日本消費者協会について補助金を出しておる、それで消費者行政は万全だ、もしかように申したら、いわゆる過当広告で取り締まりを受けると思ひます。(笑)そういう意味でそういうことは申しませんが、私はこれは一方大きな前進ではないかと思ひます。年々その事業範囲も拡大されるようでありまして、またいわゆる中産階級以下の大衆もこういう制度のあることを一つ御理解いただいて御利用を願うようにしたいものだと思ひます。この点は参議院の予算委員会でも詳細にわたって御質問を受けたのであります。あるいは構成人員あるいはまた発会式を挙行した場所が不適当だとか、その他いろいろお話を伺ったのでございまして、もちろん今後そういう点を参考にして、本来の消費者行政のあり方を、こういう機関も通じて、こういう機関も通じて、一般の理解を得るよう深めていきたい、かように考えております。

○田中(武)委員 通産省に対してはいろいろ質問がありますが、大臣は何か琉球の太田主席との会談の関係があるそうですから、またの機会にします。—— けっこうです。あとは実力局長に残っていただきます。(笑)

そこで、佐藤局長、まことに済みませんが、あなたこの委員会の関係者です。一番あとにしたいだきまして、そこにとつと大臣に来てもらうことにしていただくが、政府委員の方が見えておられますので、順次一省ずつ片づけていきたいと思ひます。

まず農林関係、前に出て下さ

い。—— 実は悪趣味でそのように各省を並べたわけではありませんが、これは本会議質問の予定であったので、十人の大臣を要求しておいた。そういうことで各省に来ていただいたので、御了承願ひたいと思ひます。そこで農林省にお伺ひしたいのです。その第一点は、行き過ぎた広告であるいは過大な欺瞞的な懸賞広告、こういうようなもので純朴な農村の人たちがいるいは通信販売とか何とかいうようなことで大へんな犠牲をこうむつておる。この事実はお認めになると思ひます。この法案並びに広告のあり方等について純朴な農村の人たちを守つて、こうという農林省の立場から、どのように今後考えておられるかという点が第一点。

もう一点は、農林物資規格法というのがあります。その法律の第八条でいろいろ規定をいたしてあり、かつその政令によってジュースとかカン詰とかいろいろなものが指定せられておる。俗にこれをJASマークといつておるそうですが、今日までこのJASマークの運用はどのようになつておるのか。そうしてこの農林物資規格法による規格と違つたものを規格としてやつた場合には、どういふような取り締まりをしてきたのか、そういうふうな点についてお伺ひをいたします。

○久保田(豊)委員 関連して農林省にお伺ひしますが、これは誇大広告その他の取り締まりに重点を置いていた案である。私はその一つとして広告に連関したことから、特に農林省にはつきりお答えをいただきたいと思ひます。今のように大企業と農林との関係が非常

にアンバランスになつてきた段階では、農林省も流通過程の合理化ということをおつておられますが、私は今までのいろいろと農民のことをやつてきて感じておることは、農畜産物の市場におけるいわゆるPRなりなんなりというものが非常に不十分である。しかも実際にこれを実施する機関というものがほとんどない。従つて、これはどうしても国なりあるいは府県なりというものが何らかの援助をして、農畜産物のPRをもつと大企業と太刀打ちできる程度にやつて参らなければ、これは市場でもってどうしても農民たちはごまかされてしまう。この点において非常に不利をしておる点が多いのが実情であります。

そこで、私は農林省にお伺ひいたしますが、今まで農畜産物、特にこれらの畜産物並びに果樹その他についての宣伝あるいはPRについては、どのように農林省あるいは業界に対して指導しておられるのか、あるいは農林省が前向きでそれに対して今までのどの程度の補助なり援助なりをやつておるのか、あるいはそういうものを今後どうやるつもりであるか、この三点を、この法案とは直接関係はありませんが、いとも、明確に一つお答えをいただきたいと思ひます。

○中馬政府委員 先ほど総理あるいは通産大臣の方からお答えがあったように、農林省におきましては、過大な広告については農林省の立場においていろいろ支障がございます。そこで従来は御承知の通り肥料とか農薬等については相当以上の厳格な法律を作つておられますけれども、今回農機具について

まかしておつて、やや野放しの状態にありましたのを、特に農機具についての法律案を制定したいと考えて、先般衆議院においても通過をいたしましたような状態でありまして。

なお、農林物資のうちで、先ほど来御質問があった農林物資規格法の問題でありますけれども、これは昭和二十五年に制定をせられましてから漸次改正をせられておられますけれども、特に昭和三十五年度においては従来の格付制度に改正を加えて、工場製品については、いわゆる新しい格付方式の制定を採用いたしております。ところが最近におきましては、例の牛カン事件というのがございまして、消費者の方々に非常な御迷惑をおかけいたしました。この点に鑑み、いろいろ農林省においても検討の結果、この法律を作つて、相当強い規制を加えたらどうだろうかというふうな議論もございまして、新しい製品あるいは優秀な製品が相当多量に生産されておるというふうな状況にかんがみまして、そこまでの規制を加えるというところはいかがやうかというところに結論いたしました。特にえきさの法律等もございまして、御承知の通りえきさの法律案におきましても、農林省の規格をつけたものはつけなさい、試験を受けたものは試験を受けなさいというふうな方向で、漸次消費者の方々の関心を強めていきたいというところにかんがみて、農林物資の規格法につきましても、今回の改正案におきましては一応従来の通りの方式を継続することに相なりまして、そういう行政指導の面から進めて参りたい、かように考えております。

○田中(武)委員 純朴な農民を守るといふ立場から、広告をどう見ているか。

○中馬政府委員 それは大臣の方からいづれお答えがあると思ひます。

○田中(武)委員 大臣は来るんですか。

○中馬政府委員 きょうは参りません。

○田中(武)委員 大臣が来て答えなければ、この法律案は通らないですよ。

○松岡説明員 第二、第三の点にも関連いたしましたので私から一つ具体的に申し上げます。

消費者、これは農村の方も含めて、消費者に対する日本農林規格、JASのPRをどうやっていくかということをお申し上げます。予算につきましても、大体どういうやり方をしているかということをお申し上げますが、まず直接的には都道府県を通じて農林規格の制定、内容等についての普及をはかつておるのでございまして。さらにラジオ放送、これには相当補助金を出して、特に農村に伝達しやすい時間を使いましてラジオ放送で農林規格の普及をはかつておるのでございまして。それから都道府県を通じて場合も、都道府県の生活改善指導員等を通じて、いろいろな農林規格をつけられておるか、こういう点について、できるだけ広まるように努力いたしております。そのほか農林省が発行しておりますいろいろな雑誌等、これはすべて農協や単位農業団体まで配つておられますけれども、それらにも必ず掲載しまして普及いたしております。そのほか、間接に

はJASを制定いたしますと、新聞あるいはH.N.K等のテレビ、ラジオの協力をいただきまして、その趣旨とそれから内容等について一般の理解を深めるように努力をいたしておるのでございます。なお、今回公正取引委員会の方から出された法案によりまして、さらに日本農林規格とその表示が一致して実施されますように、さらに万全を期して参りたいと考えておるのでございます。

○久保田(農)委員 もう一度申馬さんに申し上げますが、私の言っているのは農林物資の規格——農林物資というのはつまり農民が買取り万のものです、農民の売る方のものに対する宣伝というものが、ほかの製品についても非常に立ちおくれをしておる。ですから、値段をたたかれる、あるいは不当に上げられる。流通過程の合理化だけではだめなのだ、ほかの宣伝が非常に進んで参りましたから……。ところが農畜産物については、水産物も含まれますが、ほとんど宣伝というものが適切に行なわれておらない。わずかに原料になって、つまり食品工業の原料になっておるその製品についての宣伝はある。しかし、そのものになるものについてほとんど宣伝がない。しかもこれを担当し得るような団体が今の段階では十分育っておらない。ですから、これに対して農林省は、この宣伝の立ちおくれを今までどういうふうに指導してきたか、そのための予算をどのくらい使っておるのか、これからこの農畜産物、水産物の立ちおくれた宣伝をどういうふうにやっていくのか、これを聞いておるのであります。農林規格物資だけではないのだ。

○田中(武)委員 うしろの方で私の意見と久保田さんの意見が食い違っており、こういうようなことを言っておられますが、それは農林物資規格法の施行令第一条で指定しておるわけなので、その中には農民の生産するものと、それを原料として大メーカーが作るもののジュースとかアイスクリームとかあるいはカン詰とか、バター、ソーセージ、こういったものが入っておるのです。従いまして、この農林物資規格法の運用及びこれに関する宣伝については二つの見方がある、これは当然でありますので、そういうように分けて一つ考えていただきたい。決して意見が違っておるのではありませぬ。

○松岡説明員 ただいま田中先生のお話がありましたように、農林規格におきましては、生産者としての農民と消費者としての農民と両面の保護の問題がございますが、農林規格の方で現在指定品目になっておるのは四十六品目、さらに規格を設定されておるものが百四十五品種ございまして、そのうちで農民の生産するものにつきましては、これはほぼ農村でよく規格が知られておるものでございまして、採用されておるのでございますが、加工食料品、たぐいまれ御指摘のありましたジュースとかハム、ソーセージ等につきましては、これは一般の消費者と同様、農村にどう普及するかということが相当な問題でございます。それで先ほど申し上げましたように、これはまだ必ずしも十分とは申し上げられませんが、直接に都道府県とかあるいはラジオ放送、都道府県の生活指導員というふうなルートを通じて

て、その普及をはかっておるのでございます。それから久保田先生の御指摘になりました問題はちよつと性格が違いますが、これはおそろく農産物、特にくだものとか畜産物、そういうものをどうやって一般の消費者に宣伝して、その販路を広げるとかという趣旨の御質問だと思ひます。この点につきましては、決して十分とは私ども考えておりませんが、まず申し上げなければならぬものは、第一に流通されております農産物の取引額の約七割に相当するものは、政府が価格支持をやっておりまして、従って、その直における生産者の保護は行なわれておるのであります。が、しかし、畜産物、園芸農産物等については、さき申し上げました放送その他によつて、できるだけ消費を広がるように、これには相当補助いたしておりますが、今せっかく努力をいたしておりますが、そのほか消費者といひますか、原料として使いますメーカーとの協議会を開いて、その取引を円滑にさせる、知事のあつせんによつてその調整をやる、そういうような措置をとっておるのでございます。

○田中(武)委員 第一点の過大広告一般についてどうですか。
○中馬政府委員 従来農林大臣におきましては、主として農村団体である農協等を中心として、常に団体の方々と呼びかけて、過大広告についての不当なる流通等についての規制を加える。あるいはまた都道府県等に農業改良普及員あるいは生活改善普及員等を通じて、農民に対しては過大広告に感うことがないように指導を加えております。

○田中(武)委員 答弁がなお不足であります。
そこでもう一度申し上げますが、過大広告あるいは通信販売ということが横行しておるわけですか。大体通信販売のこの種のもののひっかかるのは、農村の方が多いわけですか。こういうことについては、過大、欺瞞あるいは詐欺的広告を、農村を守るという立場から農林省はどのように考えておるのか、こういう質問なんです。が、よろしいです。あらためて文書で、こうやっておられますというところを出して下さい。時聞がありますので、そういうようにいたします。それでは農林省はけつこうです。

次に、建設大臣が見えましたが、先に建設大臣にお伺ひいたしました。時間の関係もありまして、この際聞くものは固めて聞きます。従つて、固めて答弁をいただきたいと思ひます。大臣は今突然に入つてこられたのでどうかと思ひますが、不当品類及び不当表示防止法という法律を今当委員会は審議しております。その第二条に定義というのがある、この法律の対象となるものは「不動産に関する取引を含む」ということになっておるのです。そこで、あなたにお伺ひするわけなんです。今日土地の入手難というところが一つの大きな経済発展を妨けておると思ひます。特に住宅敷地を手に入れるというところは、大きな困難になつております。そこにつけ込んでいろいろないわゆる欺瞞、過大広告をいたしております。ここに持ってきたのは一月に出たところのこの種の広告なんです。大休金曜、土曜に配布するのです。そして日曜とか土曜日にサラリーマンがここに連れられてくるようになっておるのです。またお読みになったかどうか知りませんが、四月七日の朝日新聞の夕刊ですが、うっかり行けぬ土地さがしという見出しで、駅から七分が何と車で四十五分もかかる。ガス、水道、電気すべて完備しておるというが、行ってみたら、どの辺にも電線もなければ、ガス、水道なんかおさらのことです。そうして自動車に乗せて連れて行って自動車代をおし取るとか、あるいはだまして、あるいは強制的に手付金を取る。契約書のうしろに小さく解約したときは手付金を取り上げるとかなんか書いてある。それをたてにおどすと詐欺をするとか、こういう行為が横行しております。これは御承知と思ひます。従つて、この種の広告を見ても、どことも書いてない。駅から七分とか五分とか、こういうような広告の乱発といひますか、こういうものに対して建設大臣はどのように考えておる、今後どうしていいこうとしておるのか。今まで一体こういう実態に対してどうしてきたのか。

さらにもう一点は、先ほど申しましたように、土地の値段がどんどん上がつておる。これは二年も前からわれわれは盛んに言つておるのですが、いわゆる土地の価格というもののついて何らか行政的な政策を打ち出すべきである、必要ならば法律を作るべきである、こういうように主張してきておりますが、そういう点についてまだ政府としての、あるいは建設省としての意見を伺ひ聞いておりませんが、それをどのように考えておられるのか。

それから買入れだけでなく、いわゆる賃貸借等の場合にも変なことがたくさん行なわれております。これも一々あげなくてもよいと思います。これは新聞あるいは週刊誌で取り上げた事実がたくさんあります。そういうようなことについて、建設大臣の御所見と今後の対策、並びに今まで何をしてきたか、こういう点について伺いたします。

○中村國務大臣 御指摘の通り、土地販売業者の目に余るような広告が非常に横行しております。事実、私も毎日の新聞を朝あけてみますと、今お示しのような広告がたくさん出ております。また現に私どもの身内でも、新しく子供が世帯を持ちたいということ、この新聞を見て各地を案内された人がありまして、行って見ますと広告とはまるきり違ひ。買える地所は一つもない。また私の知り合いのある人は、行って見たが、非常に景色がいいところに駅から自動車まで連れていかれて、しかもその日にどうしても買わせるようにうまく持ちかけられたので、手付金をもって買ってきてしまったが、あとで考えてみると、あれはやめればよいと思つたが、まああそこまで行ったんだから仕方がない、将来のためと思つて買っておきました、というようにことも聞いております。現実にあまり行き過ぎた広告が横行しまして、一般大衆が非常に迷惑しておることを私も痛感いたしております。

そこで、問題の処理でございますが、建設省といたしましては、先年宅地建物取引業法を制定いたしました。業者の登録制度をして、そうしてこういうようなことの規制の一助にしたいというところで進めて参つておるわけですが、この登録は都道府県に扱つていただいて、都道府県知事が登録をすることにいたしてあります。そこで広告の取り締まりということとは、今までもうしても既存の立法では方法がございませんで、今度幸ひ今御審議をいただいております不当表示の防止に関する法律が制定されるようになつて国会にも提案されておりますので、この法律ができれば、この法律でしっかり縛つて規制していくことが出来るか、こう思ひまして、この法律の成立を私も大いに期待をいたしておる次第でございます。現状としましては、広告だけでは、どうも他に相当行き過ぎた広告がたくさんありますので、不動産の業者だけ広告のゆえをもって処置をする制度もはつきりございません。そこで今のやり方としましては、そのために実害をこうむつた人が現れて、監督者であります都道府県に申し出がありまして、これに対しては登録の取り消しの手続等をいたしまして、宅地建物取引業者としては、登録しておるということが一つの信用を得る道でもあり、また登録した業者には保証金を納めさせておるものです。登録の取り消しという道で牽制をしておるというのが現状でございます。ただそれならばもっとしっかりやつたらどうかという御意見もあり、われわれもそう考えておるのであります。各都道府県もたくさんの方員を持っておりますので、届け出があつたり訴えがあつたものに對して処置をするという程度に現在とはどまつておる様子で、こちらから捜査をしまし

て、こういうようなものを取り消していくというところまでなかなか徹底をしないうらみは確かにあるわけでございます。この点は各都道府県を行政指導いたしまして、今後だんだんと強化して参りたいと思つております。

それともう一つは、実際に調べてみますと、登録をしていない業者でやつておるものが非常に多いようでございます。これもこの法律の制定を見ましたならば、それと宅地建物取引業法との関係を十分につけて、われわれとしましては今後努めて遺憾のないようにやつていきたい、こういう熱意には燃えておりますが、現在制度上非常に欠陥がありましたので、今御審議をいただいております法律の成立を私も非常に期待をいたしておるというのが現在の状態でございます。

それから第二点として御質問のございました土地の価格の問題につきましては、私任以来非常に憂慮をいたしておりました。今国会にすでに法律は成立をいたしました。その施行の準備中でございますが、宅地制度審議会を設けまして、ここにいろいろな問題点を付議いたしまして、今まで懸案になっておりますことを処理していきたい。実はこの点について建設省としましてはすでにあらゆる角度から研究をいたしまして、いろいろな問題点をしほつております。一、二例をあげますと、土地が投機対象にされて、買ひ取つておいて値の上がるのを、空地のまま、使ひも貸しも売ひもしないで持っておる。あるいはまた、投機対象とまでいかなくても、大企業その他が

将来を見越して、まあ土地を買つておけば損がないだろうということ、要するに投資の対象としておるといことが、一般の土地の需要者の需要を、その窮屈にするという事情にございすので、こういう問題の税法上の措置、あるいはその他私権を、憲法の基本的な觀念に照らして支障のない程度で、押えるのは、どういふふうにするかという点等、いろいろ検討をいたしておるわけでございます。これらは私権の保護との関係でもございすから、税に關しては税の権威者あるいは法律制度のいろいろの理論上の問題がございすから、法律の學者その他權威のある方々に審議を構成していただきまして、ここに十分われわれが今までしほつてきておる問題点あるいは外国の立法例等を集めて、付議して、ここで通過をいたしました。制度としていきたいと思います。半面現在ある制度を運用して、いかに土地価格の高騰を牽制していくかということにつきましては、まず第一考えられますことは、住宅金融公庫に政府の財政資金をできるだけつけまして、東京で申しますれば、二十三区あるいは周辺の市町村、他の地域で申しますならば府県、市町村等の地方公共団体が、この低利の資金を住宅金融公庫から借りまして、宅地造成をしていただく、まあ見たところ腐つたような土地を安く手に入れます。これを区画整理をし、道路、排水、下水その他の整備をしまして、原価で売却をしていただく、これをできるだけ広くしていく必要がある。また、住宅公団にも同様の宅地造成をしていただくというようにことを

考えまして、三十六年度及び三十七年度はさらに大幅にこの資金のワケを広げまして、現在では全国にわたつて千何百万坪かの宅地造成をこうい道によって行ないまして、そうして利潤の加わらない安い宅地を公共の手によつて分譲すれば、周辺の地価の高騰をある程度牽制できるのじゃないか、こういう考え方から、実は目下のことろではそういうことに努力をいたしておりますが、さらに一歩進めて、宅地、土地全体についての制度的な検討をする、あるいは評価鑑定の制度等もわれわれ研究をいたしておりますが、まあいろいろ予想されますことを学識経験者の方々に付議して、そこで濃過して制度化していきたい、こう思つておるような次第でございます。

○田中(武)委員 大臣がもう実情をよく御存じなんで、慎重に事を運ぶのもけつこうだが、早くやつてもらわなければいけない、これを強く要望しておきます。

それから、大臣自体もおっしゃいましたが、どこそこ駅前地主何の何兵衛、あるいは所も何も入っていないのもおるわけなんです。これは明らかに登録業者でないと思うのです。こういうものに対しては、法律を待つまでもなく、現在のやつで直ちにやつてもらわなければいけないと思ひます。そこで、これに關連してだが、きょう警察庁来てもらうのを忘れておつたのだが、法務省見えておりますね。来ていないですか。それではこれはあとにいたしますが、法務省と警察庁のじゃなくて、詐欺行為だと思ふのですが、直ちに捜査を開始しろ、こう言

いたところなんです。意見だけ申し上げましたが、建設大臣どうも御苦勞さんでした。

次に厚生省にお伺いします。

〔委員長退席、長谷川(四)委員長代理着席〕

これももう時間がありませんから、一回聞かなくてはいけません。薬事法の六十六条に、誇大広告の禁止という規定があります。この規定を今日まで厚生省はどのように運営してきたか。あまり運用せずに、空文に等しい存在ではなかったかと思うのです。今日医薬品等の広告には相当目に余るものがあります。従いまして、今日までのこの条文の適用及び今後これをどう活用していくかということ、それから今審議しておる不当景品類等の防止法案との関係をもとに考えるか、それが一点。

もう一点は、これは今なかったらあとでもらいたいのですが、この薬事法第六十七條の誇大広告の禁止に関連する政令はどのようなものが出ておるのか。これが載っておらないので、ちょっと検討してみたいと思うのです。この薬事法第六十六條の違反に対しては、八十五條四号で二年以下の懲役または十萬圓以下の罰金となつてゐる。それから先ほど要求いたしました政令違反に対しては、八十六條の九号によって一年以下の懲役または五萬圓以下の罰金ということになつてゐる。従つて、六十六條違反が出た場合に、まずこの罰則が先にいくのか、それとも今審議しているこの不当景品類及び不当表示防止法が動くのか、その点について公取委員長と双方の御意見を伺いたいと思ひます。

○牛丸政府委員 まず第一点であります。薬事法第六十六條の誇大虚偽の広告禁止の規定であります。これは現在この規定に基づきまして適正広告基準というものを作りまして、それによつてまず指導をやっておるわけでございます。この解釈というものは、具体的な問題として非常に限界点がむづかしい問題でございます。私どもが中心となりまして適正な広告基準というものはいかなる範囲のものかというこの基準を作りまして、それに基づいてそれに違反するものは強力な指導をして是正をしていく、そういう方針をこつておるわけでございます。さらに、その適正な広告基準のもう一つ周辺として、業界自体で自願規程というものを作つておられて、それによつてまず業界で自粛をする。それ以上に私どもで適正基準の違反があるかどうか、それがさらに悪質なものは法律の違反として処罰する、そういうふうな段階をとつて現在運用しておるわけであります。

○牛丸政府委員 まず第一点であります。薬事法第六十六條の誇大虚偽の広告禁止の規定であります。これは現在この規定に基づきまして適正広告基準というものを作りまして、それによつてまず指導をやっておるわけでございます。この解釈というものは、具体的な問題として非常に限界点がむづかしい問題でございます。私どもが中心となりまして適正な広告基準というものはいかなる範囲のものかというこの基準を作りまして、それに基づいてそれに違反するものは強力な指導をして是正をしていく、そういう方針をこつておるわけでございます。さらに、その適正な広告基準のもう一つ周辺として、業界自体で自願規程というものを作つておられて、それによつてまず業界で自粛をする。それ以上に私どもで適正基準の違反があるかどうか、それがさらに悪質なものは法律の違反として処罰する、そういうふうな段階をとつて現在運用しておるわけであります。

それではこの六十条とただいま審議されております不当景品類及び不当表示防止法案との関連でございますが、薬事法は御存じのように主として国民の保健衛生の上から見た虚偽誇大の広告基準でございます。取引の問題というものは経済的な問題としての虚偽誇大の広告の禁止というものは、薬事法の法規から直接は運用できないわけでございます。このたびこの法案が成立しますならば、経済的な問題、特に値引きなりあるいはその他不当の景品の問題なり、そういう問題があらせて指導なり取り締まりなりできるわけでございます。薬事法の企図いた

○田中(武)委員 そうすると、まず医薬品等については薬事法が先に働くんだ、こういう趣旨なんですね。あるいは二つの罪が競合する場合もある、そういうふうな理解していいのですか。

それから厚生省にもう一つ聞いておきたいのですが、さつき六十六條を言ったのですが、六十七條の広告制限もありますね。そういう政令とか基準、これを、きょうなかつたら、あとでいただきたい。

それから、六十六條とこの法案の処罰との前後関係でございますが、同じ行為がいずれに属するかということ、は、薬事法の精神からいいますと、品質の問題なり六十六條のこの医薬品の品質規定から見た違反広告というふうなもの、むしろ六十六條の法律違反として適用があると思ひますが、こちらの不当景品類及び不当表示防止法の法律違反というものはその観点が違うわけでございます。具体的には同じ事犯が両方から処罰されるということもあり得るかと思ひますけれども、その点は別に私どもとして法の運営上支障がないのじゃないかというふうな考へておるわけでございます。

○小沼政府委員 ただいまの厚生省の局長のお答えの通り、六十六條との前後関係でございますが、六十六條で厚生省で処罰の対象になるというものについては、本法の六十六條の排除命令を出す必要がないということになってくる、六十六條でやりきれないもの、どうしても排除命令を出さなければならぬものがあれば、今度の法律で排除命令を出す、こういうことになりました。

○田中(武)委員 第一点の、薬事法とそれからこの法案との競合の問題でございます。これは公正取引委員会から御答弁があるかと思ひますが、私の考えは、これは薬事法の法の運営からいまして、主として薬事法で規制をするのが最も先行すべきものじゃないか、しかし、法の規制の観点で違

に對しては、藥事法の規制がでない、そういううらみがあつたわけでございます。その点は今度の法案の成立によつて十分な規制ができるようになるのじゃないかというふうに考へておるわけでございます。

○五十嵐政府委員 大衆食堂についてのお尋ねでございます。私も食品衛生法の立場から、飲食店の許認可あるいは衛生指導、指導取り締まりをやつておるわけでございます。これは食品衛生法の立法の趣旨から、公衆衛生上の建前で、飲食による危害を防止するという観点から指導監督をやつておるわけでございます。そのシ・ウ・インドーの品物と実物との差といううなことがもし問題になりますれば、むしろただいま御審議いただいている法律で問題とすべきじゃないか、かように存じます。

○小沼政府委員 藥事法との關係でございますが、この点につきましても、両方が競合するということもあり得るかと思ひますが、先ほど申し上げましたように、食品の品質、内容等に関しては藥事法に反するものにつきましても、やはり藥事法に優先していただく。藥事法でどうしてもできないものにつきましても、われわれの方で排除命令、かようなことになつております。

それから食堂の表看板と中身の違ひというものは、やはり表示で實際のものよりも優良であるように見せるといふようなことで、當然この法律にひかかる問題もあらうかと思ひます。

○田中(武)委員 厚生省が藥事法だけで今の乱売という問題は取り締まれないうのだという、法律の建前はそうかも

しれません。しかし、あなたの方の所管のこういう問題について、適切な行政措置をまず打つてもらわなくちゃ困る。この法律だけにたよる以前に、やつてもらひたかつたと思ひます。

それからこの法律の立案過程にあつて、最初は厚生省は多分この六十六条等の規定があるからということだと思ふんですが、薬品はこの法案の不当景品類その他のこの法案の対象外に置いて、こういうことを主張せられたと聞いておる。そういうことじゃ困るので、今後そういう問題について六十六条の発動ということは厳格にやつてもらひなければいけない。同時に公取委員会とも十分な連絡をとつてもらひたい。それから公取委員会は何れも原局にそう遠慮する必要はない。びしびしとやつてもらひなければ困る。そういうことを希望いたしておきます。それでは資料だけをあとでもらうことにして、厚生省けつこうです。

それでは、今度は大蔵政務次官に、簡単に並べて質問をします。

証券取引法の五十八条は不正取引行為の禁止というのがあります。昨年十月ごろにはいろいろ株価の問題その他で物議をかもしました。従つて、その過程にあつては、五十八条が動かかねばならないような事態がたゞさんあつたと思ひます。それに対してこの法律の五十八条は、一体大蔵省はどのように運営したか、これをお伺ひします。

それからもう一つは、これはさっきの厚生省と同じ答へにならうかと思ひますが、同法百九十七条二号によつて五十八条違反の行為は三年以下の懲役または三十万円以下の罰金となつてお

る。この場合と、この不当景品類及び不当表示防止法との關係。

さらにもう一点は、いろいろとみやげものとか名物、これの原産地が問題になります。たとえば、酒を例にあげますならば、私は兵庫縣なんですが、灘という字をよく使う。灘の生一本と言ひます。一体灘というのはどこをさしておるか。どうもわれわれの郷土を乱用してもらつたら困るのです。こういった産地の虚偽表示というのがたくさんあります。ことに酒においてはそういうのが著しい点があらうと思ひますが、こういう点についてどういう取り締まりをしてきたのか、今後どういう態度で臨もうとするのか。

以上三つについてお伺ひいたします。

○天野政府委員 証券取引法に關連する問題でまずお答え申し上げますが、証券取引法五十八条に違反するといふ不正取引行為が行なわれる場合においては、この法律によつて処断されることは當然でございます。ところがそれと離れて、誇大広告というやうな問題になりますと、ちよつと性質が違つたわけでございます。誇大広告等につきましても、業界とも話し合ひ、いろいろ行政指導も行ないまして指導いたして参つたわけでございます。誇大広告に關連いたしました問題について五十八条の適用を受けた例は、今のところはございません。

それから酒の問題でございますが、酒につきましても、誇大広告に關連した問題につきましてももう少し申し上げますと、今度の法律と競合するやうな場合ももちろんあるわけでありまして、競合した場合その他につきましても、具体的な事例に基づきまして証券取引

法並びに今度の法律を勘案しまして判断をする、こういうことにならうかと思ひます。それから酒につきましても、いわゆるおけ買ひ人の問題等ありまして、従来の取引慣習といたしまして、いわゆる灘地帯の業者がおけ買ひをして、そうしてそれを自分のところのものといふやうなことで売つてゐる例もあるわけでございますが、これは従来の慣習としてやつておるわけでございます。またその内容につきましても、その生産者が責任を持つて蔵出しをするといふことになるわけでございます。これを直ちにいかぬというわけには参らないのではないかと申すわけでございます。

それから灘の地帯でございますが、これもいわゆる灘といわれるきわめて常識的な範圍でありまして、行政區劃的にこの範圍は灘である、ここから外は灘以外であるといふわけにもちよつと参らないわけでありまして、常識的には、いわゆる灘五郷といふやうなところをいつておるやうに了解いたしております。

○田中(武)委員 罰則の問題。証券取引法五十八条違反のときの、本法と……。

○天野政府委員 先ほど申し上げましたように、今度の誇大広告に關連した問題につきましても、この法律だけでいく場合もございまして、また証券取引法と競合して考えなければならぬといふ問題も當然起ると思ひます。これにつきましても、具体的な事例が起きました場合に検討するといふことでございまして。

○田中(武)委員 どうも次官の答へはあいまいなんですがたとえば五十八条

の一号ですが、技巧をもつて云々という言葉があるのです。今までこの五十八条が一回も動いたことがないといふことは、むしろ私大蔵省は怠慢ではなかつたかと思ひます。あの証券ブームの中においては、これに該当する行為はたくさんあつたと思ひます。それは投機心から株を買つた人も多いだろが、首をつつたりした奥さんが出てきた。ここにセールスマンあるいは窓口等のいわゆる不正な取引行為をとつた、あるいは技巧によつてたづらかしたということがあり得ると思ひます。今までそういうことがなかったといふことは、これはちよつと聞かえませんか申し上げたいわけなんです。

それからさっきの、酒その他の産地の問題ですが、これは當然表示ということにならうと思ひますが、公正取引委員会の所見を聞きたい。同時に、この五十八条違反の問題について、証券取引法百九十七条二号とこの法律との關係、これもお伺ひいたしておきたいと思ひます。

○天野政府委員 証券取引法に違反するやうな不正取引があつた場合には、當然この法律で処断されるわけでございます。けれども、その広告や、いわゆる株を買ひ、売るといふことにつきましても、これは直ちにそれがどうというわけには参らないわけでございます。現在のところ、広告關係に關連した問題として、五十八条で処断したといふことはないのでございまして。

○小沼政府委員 証券上の誇大広告といふこと、實際と全然合つていないやうな広告表示のために、消費者に非常に迷惑をかけるという問題が今後あ

れば、当然それに対しては対処することになるかと思ひます。

○田中(武)委員 すなわち、原産地とかそういうものの虚偽も対象になる、こういうように理解してよろしいのですね。——それから、厚生省にしても大蔵省にしても、こういう規定はすでにあるんです。それがいつも動いていないのです。厚生省も動いていなければ、大蔵省もこういう条文があるというのを忘れておられるかと思ひます。

第二点は、自由化が進んでおります。ことに、十月から九〇%か何かの自由化をやられるわけなんです。自由化対策としても、この過大広告等は考へていかなければならないと思ひます。と申しますのは、外国の大きな企業等が乗り込んできて、いろいろな大きな景品をつけるとかそういうことをすると、とうてい日本では太刀打ちしていけないという状態になるわけなんです。従つて自由化対策のことについて、これは関係を持っておるのです。

それから、各商品内における広告宣伝費は一体どの程度含んでおるか。これは全部じゃないですが、たとえば医薬品、化粧品、酒類、電気器具、繊維といったようなもののおもなものと申すのですが、そういう調査はできておりますが、いかがですか。

○藤山国務大臣 この法律が制定されますことは、消費者行政の上において適切でございます。ただいま御指摘のございましたように、不当な広告により特に射幸心を刺激して、そうして不当に購買力をあおるといふようなことは、健全な消費者の立場を害することとらんでございまして、私どもは

○天野政府委員 証券業界等につきましては、誇大広告でわれわれも非常に不愉快な思いをしたり、また不愉快な感じを持ちたりして、これでいいのかというのをすいぶん考えさせられたこともあるわけでございます。今後、大蔵省としては、誇大広告のないように十分監督をし、また、業界とも連絡をとってやっていく方針でおるわけでございます。

なお、酒の問題につきましては、酒税法に基づきまして、蔵元の表示もいたしていることになっておるわけでございます。

○田中(武)委員 御苦労さまでした。それでは次に、藤山長官、待つこと久しかったわけなんです。時間の関係

があるから、実力大臣にはじっくりと聞きたいと思つたのですが、簡単に聞きます。

まず第一点は、今審議しておりますこの不当景品類及び不当表示防止法、経済企画庁は、いわゆる消費者の側に立つて消費行政を担当しておる機関だといわれておるのです。そういう立場から、この法律をどのように考へておられるか。

第二点は、自由化が進んでおります。ことに、十月から九〇%か何かの自由化をやられるわけなんです。自由化対策としても、この過大広告等は考へていかなければならないと思ひます。と申しますのは、外国の大きな企業等が乗り込んできて、いろいろな大きな景品をつけるとかそういうことをすると、とうてい日本では太刀打ちしていけないという状態になるわけなんです。従つて自由化対策のことについて、これは関係を持っておるのです。

それから、各商品内における広告宣伝費は一体どの程度含んでおるか。これは全部じゃないですが、たとえば医薬品、化粧品、酒類、電気器具、繊維といったようなもののおもなものと申すのですが、そういう調査はできておりますが、いかがですか。

○藤山国務大臣 この法律が制定されますことは、消費者行政の上において適切でございます。ただいま御指摘のございましたように、不当な広告により特に射幸心を刺激して、そうして不当に購買力をあおるといふようなことは、健全な消費者の立場を害することとらんでございまして、私どもは

○田中(武)委員 これはむしろ、長官が今広告費の占める割合を調べていないとおっしゃったが、調べておられると思ひます。それじゃ私の方で調べたのを申し上げますと、あるいは少し違つたかもしれませんが、これは電通です。かあすの発表ですけれども、三十五年度で千七百四十億円ですか、そうしてどういふ工合にやっておるかといふと、機械器具関係で大体原価の二〇%は宣伝費であります。それから、食料品で一四%、医薬品等で一二・四%化粧品が八・六%、この数が合つていくかどうか知りませんが、こういうよ

その点から申ししても適切だと思ひます。また、不当な広告を誇大にいたすことによりまして、コストにも影響する、広告費が非常に大きいウェイトを占めるといふようなことも考えられるわけでございますが、ただ、その点が一体どの程度に商品価格の中に反映してくるかということにつきましては、ただいま検討をいたしておりますので、今まで完全な数字は持つておりません。しかし、やはり不当な広告をするのがないようになつて参りますことは、消費者行政の上で一番大事だと思ひます。また、自由化に伴ひまして、外国商品等が日本に來て誇大な広告をする、あるいは、外国に商品を賣う人を連れていくとかなんとか有利な立場もあり得るかと思ひるのであります。

「長谷川(四)委員長代理退席、板川委員長代理補席」
そういう点を考へ合わせまして、こういうようなことについては適切な法律だ、消費者行政の立場からそう考へております。

○田中(武)委員 これはむしろ、長官が今広告費の占める割合を調べていないとおっしゃったが、調べておられると思ひます。それじゃ私の方で調べたのを申し上げますと、あるいは少し違つたかもしれませんが、これは電通です。かあすの発表ですけれども、三十五年度で千七百四十億円ですか、そうしてどういふ工合にやっておるかといふと、機械器具関係で大体原価の二〇%は宣伝費であります。それから、食料品で一四%、医薬品等で一二・四%化粧品が八・六%、この数が合つていくかどうか知りませんが、こういうよ

うになつておる。二〇%あるいは一四%という大きなウェイトを広告費が占めるといふことは、私は、物価対策の面からいっても考へねばならぬと思ひます。従つて、物価対策の面から長官はどのように考へ——この法律は今度通りますが、この法律以外に行政措置として何らかの方法を考へなければ、こういった過当競争による宣伝費を全部大衆がかぶつておるといふ結果になるわけなんです。その点について一つ経済企画庁長官の御所見を伺いたいのです。

もう一つは、きのうの閣議で、去る三月九日閣議決定いたしました物価安定総合対策、これに六項目の新しいものを加えられました。これはそれぞれやはり原局を担当するところが実施することになろうと思ひますが、私は経済企画庁長官に勇気を持ってもらいたいと思ひます。あえて先日の発言云々じゃないのですが、遠慮せずにやつてもらわなければ、せっかくきめた閣議決定の物価安定総合対策、ことにこのあとの新たに追加せられた六項目の実現等は、相当の勇気が必要と思ひます。そこでこれを具体的に消費の面に現わしてくるのには、どういった考へ方を持っておられるのかということ、さらに一体これはいつごろからはつきりと実施できるような運びになつておるのか、こういう点についてお伺ひいたします。

○藤山国務大臣 ただいまお話のありました点については、ある程度事務当局から御答弁申し上げます。ただ、それがどの程度物価そのものの水準にはね返つてくるかという数字になります

と、なかなかむずかしいところがあるかと思ひます。従つて、そういう点については十分検討いたしますが、広告そのものは、正当な広告によつて消費者の方に正当な商品の選択ができるような広告であれば、これは消費者行政の上に非常に役に立つと思ひます。ただ不当な広告によつて消費者を惑わし、あるいは消費者の消費性を不当にあおるといふようなことは、物価対策の上から考へましても適當でないわけでありまして、そういう意味において広告が正常化していくということ、一番物価対策の上では望ましいことではないか、こういうふうな考へております。

昨日ききました閣議決定、これはそれぞれ各省に実施をお願いするわけでございますけれども、お話しした通り、この具体的実現を進めて参りますためには、相当決意を持ってやつて参らなければならぬことはもちろんでございます。また各省にもそういう物価対策の重要だという観点に立つて、それらのものを扱つていただきますと、十分な成果を上げ得ないと思ひます。これらの具体的施策につきましては、近く経済閣僚懇談会等を開きまして、その問題それぞれについて十分みんな話し合ひながら検討を進めていくという考へ方でもう一度進行させていきたい、かように存じております。

○田中(武)委員 実際の効果を上げる時期はいつごろを目標にしておるのですか。

○藤山国務大臣 物価対策は、御承知の通り、本年度の重要課題でございます。私にはじんぜん日を送つておたものではならぬと思ひます。従いまし

て、できるだけ早急に進めて参りたい、こう存じております。

○田中(武)委員 せっかくいい総合対策をお作りになつても、失礼ですがこれが企画段階だけだったら作文に終わるわけです。従つて、企画庁長官としては、これがほんとうに効果を現わす、それまでできるだけ早く、こういう方向に対して努力をしてもらわなければならないと思ひます。

もう一点は、物価を担当しているといつたら悪いが、大体物価担当といえは現在経済企画庁だと思つたのです。この経済企画庁長官として、ことに公共料金の問題、たとえば最近私鉄の運賃が問題にあがつております、あるいは電気料金もまた上げるといったようなわががあります。その他公共ないしこれに準ずるものの値上げが続々と考へられておるような、あるいはすでに独禁法違反ではなからうかと思つたような協定行為によつて上げておるという状態、こういう状態についてどうしようとお考へになり、どう対処をしようとお考へておりますか。

○藤山国務大臣 逆の順序から御答弁申し上げる方が適當と思ひますが、独禁法違反というような問題につきましては、嚴重にこれを取り締まつていただくことが必要だと思ひますので、公正取引委員会等に対してそれをお願いし、なおそのために必要なれば、公正取引委員会の機能等についての拡充というような問題も、きのうはすでに取上げておりますので、今後そういう点について十分公正取引委員会の活動ができるように持つて参りたいと思ひております。

一般公共的な料金につきましては、

これは私どもとしては基本的な問題を考へていかなければならぬと思つておるのでございます。今日の物価のこういうように騰貴してきた原因というのは、やはり一べん考へ直していかなければならない。そこからくるアンバランスというものがいろいろな面に現われております点があらうかと思ひます。従つて、ある程度全体の景気の上昇というものを、過度にならないように、安定的成長という線に持つて参つて、そうしてならして参らなければ、ある面におきまふアンバランスが起つて、その面を訂正していかなければならないという点が起つてくることは當然でございます。経済が成長して参ります面において、たとえば労働賃金の問題も、あるいは輸送力等の問題についても、著しく急激に膨張して参りました段階におきましては、それらのものが必ずしも過去の状態のままでよいというわけにはいかない。そのこと自体が物価の上に影響してくるということになれば、その改善をはかつて参らなければならぬと思ひます。

あるいは労働の問題につきましても、労働の移動性を高め、あるいは職業訓練等によりまして新しい方途を見つけていくような労働移動の道を開いて参らなければならぬと同時に、輸送面等でも、たとえば今お話しのような私鉄料金の問題につきましても、ある程度長期にわたつて物価の安定を策していくというような、輸送力の増強というような問題について十分な施策をして参らなければ、一時的にはこつやくばりができましても、ほんとうの改善ということとは期待し得ないと思ひますので、そういう意

味において前向きでもつて、やむを得ないものについてはある程度この際地ならしをして、そうしてその地ならしの上に立つて今後それらのものが上がつていかなければ、数年間は上がつていかなければならぬと思ひます。その必要があるかと思ひます。そういう面から考へまして、ただ単に公共料金であるから押えるというだけの考へ方ではいけないのじゃないか、こういうふう存じております。

○田中(武)委員 ちょっと気になるような発言もあつたわけでありまして、要は物価の値上がりを押えて安定性を保持していくということについて、藤山長官の御健闘を祈ります。遠慮なくやつて下さい。

それから今、長官の方から触れられたわけでありまして、現在の公取委員会はほんとうに人員、予算がお粗末です。あえて委員長がお粗末とは言いませんが、お粗末です。そこでこういう法律を作つても、これをほんとうに完全に実施をするには相當の人員、従つて予算も要すると思ひますが、これが全然考へられていないという状態ではあるけれども、大体多くのことは公正取引委員会をまますばりにしておるよう思ひます。せめて経済企画庁長官ががんばつて人員予算の確保に努めてもらいたい。すなわち本法案の完全な実施のために、一つ公取のしりをたいてもらいたい、このように思ひます。

○藤山国務大臣 昨日の閣議で出ました物価対策の上で、一番の「物価動向に配慮した財政運用の時期的調整」とい

うことは、要するに三十七年度の予算というものは、すでに御決定を願つて実施の段階に移つております。物価関係に必要なもの、たとえば公取を強化するといふようなことは、できるだけきまつた予算の中でする。そうして、それで足りないものは、将来参議院選挙後に国会があるとか、そういうときに、公取の方から、自分の組織をこつこつとふりかへして、自分自身のこと、もし足りないものは、そういうことによつて本年度の追加予算等でやることを、一つみんなが考へなければならぬという意味において、こういうような時期的調整というものを一番最初に予算の運営の上で出したわけでございます。

○田中(武)委員 それじゃ長官、けつこうです。

今長官も言われたんですから、公正取引委員会も遠慮なしに一つ、補正予算等において主張すべき点は主張していく勇氣を持つてもらいたいと思ひます。

次に、運輸省見えていきます。それではいふ時間が長引いて、まだ本題に入っていないので、簡単に申し上げます。この法案と関連してあります、運輸省にお伺ひしたいのは、旅行案内書その他旅館の案内等が出されております。ところが実際行つてみると、その旅館の実情とガイドにもつた案内書とはだいぶ違ふ。たとえば設備等も違ふし、あるいは料金にしても千五百円と書いてあるが、実際に千五百円というところはない、こつこつと状態が多いのであります。そこで運輸省としては、こういう観光案内について、今日までどのような指

導をし、また今後どうしていこうとするのか。それから公正取引委員会に対しましては、そういう観光案内と内容が異なる場合には、本法でいう不当表示になるだらうと思ひますが、その御所見。

さらに観光地のみやげものなんです、いかがわしいものがたくさんあります。いわゆる上げ底だとか、外から見たものと中身の大きな違い、こういう点についても、しばしば問題を起して参りますが、運輸省としては、今までどういふ指導をせられ、今後はどうしようかとせられてゐるのか。同じ観点に立つて、公取委員会委員長はどう考へておるのか、お伺ひいたします。

○有馬政府委員 この問題につきましては、運輸省といたしましては、日本ホテル協会、観光旅館連盟等を通じて、不正確な表示がないように指導して参りました。ただ表示をした場合に、税金とかサービス料は、これを付記するように指導しておるのであります。それが付記されないような場合がたまにたまにあるように聞いております。同時に、またシーズンが終わつて、閑散な旅行シーズンになりましたときに割引をしておるのであります。ところが、その割引の期間が、いつからいつまでということがはっきりしない。従ひまして、シーズンのときに行つて、値段が違ふんじやないかというような誤解も起るようございまして、たまたまそういうような御迷惑をかけている場合もあるようございまして、運輸省といたしましては、極力旅館、ホテル関係の機関を動員いたしまして、そういう弊害のないよう

に努力して参りました。今後も全力をあげて仰せのような弊害のないように努力する考えでございます。

なお、みやげものにつきましては、今日まで、昭和三十一年でございまして、各地の商工会議所を中心といたしまして、全国観光土産品連盟というものができておりますが、そういうものが優良なみやげものを推薦する。同時に、また不正のないように、場合によっては立ち入り検査などをやって、厳密に指導をして参つてきておりますが、お説のような上げ底的なものも、安いみやげものの中にまだあるように思われます。これもそういう機関を通じて、今後極力弊害のないように努力をしていく考えでございます。

○佐藤(基)政府委員 ただいまのお話の、旅館等の問題、これはやはりこの法律でいうところの「商品又は役務の内容又は取引条件」に関する表示でありますから、それが違つておれば、不当表示ということはある得ると思ひます。みやげものも同様です。

○田中(武)委員 もう時間がありませんから、重ねて質問はいたしません。この観光事業に関連することについては、実は観光局長、友人でして、大いに信頼しておりますので、観光局長の健闘を待ちましょう。

ついでですが、これは国鉄の方に言つてもらつたらいと思ひますが、かつて私はこの委員会において、「こだま」その他のいわゆる特急、これは窓は二重である、窓から物が買えない、それから入口は自動開閉である、停車は名古屋を除くと、大抵三十秒あるは一程度、従つて、それに乗っている間は外界から隔離されている

ような状態です。そこで、この食堂車がすべてをやっていることは独占じゃないか、こういうふうに申しましたところ、そのためかどうか知りませんが、去年のダイヤ改正の十月一日から、弁当とお茶を別に売ろうにしました。これはいいことだと思ひます。が、まだこの中に不正取引が行われている。と申しますのは、汽車が発車すると、食堂がまず食事の予約をとり、参ります。何回か乗っている者は、弁当を売りに来ることも承知しておりますが、大抵の者は弁当がないと思つたから、先に予約してしまふ。それが済んでから、弁当を売りに来るものと盛んに放送しております。列車食堂でございますという放送をやっている。同時に、私は予約をとるのに先立つて、当列車は何々駅から何々駅の間に弁当とお茶の販売をいたします、こういうふうなことを放送してやることが公正な取引確保だ、こう考えます。これは直接運輸省ではないと思ひますが、これは観光局長の方にも関係があると思ひますので、国鉄とも十分連絡をとつて、改善してもらいたい、こう思ひます。

○有馬政府委員 運輸省に關係がございまして、運輸委員会においてもたびたび御注意をいただきました。昨年から駅弁会社というものを別個にこしらへまして、ただいま実施しているわけでございますが、制度が実施されてからまだ日がたつておりませんので、お客様方に十分に認識を与えていない面もあるかと思ひます。仰せのような点は、十分運輸省の方からも国鉄に注意をしまして、遺憾なきを期したいと思ひます。

○田中(武)委員 次に文部省の初等教育課長が見えておりますが、課長さんだからいけないと言ひのではありませんが、ちょっとこれでは満足な答弁がもらえないのじゃないか、こう思ひます。が、もしできなければ、あとで答弁してもらひます。

先ほどからこの質問を聞いておられたから十分おわかりだろうと思ひますが、この過大広告、ことに懸賞広告、懸賞販売、こういうことが青少年を毒しているという事実。朝のテレビを見ていると、テレビに幼年用あるいは少年用の雑誌なんかの一部を映すわけですね。それから話をさして、あとは何月号を見て下さいというふうなやり方をしておる。ことにキャラクターを買つて、何点そろえれば何をやるうとか、ホームラン賞とかなんとかいうことで射幸心をあおっているという事実がたふさんございまして、教育の上から見て、これらの懸賞販売あるいは過大広告等が、青少年の教育に及ぼす影響について、どのように判断をしておられるか、またそういう観点から今日までの懸賞広告あるいは過大広告についてどのような措置をとってきたのか。さうらにテレビを見ておると、いわゆるコマーション・ソングといひますか、その宣伝の歌を盛んに流してあります。子供は何も知らずにそれを覚えてしまつて、盛んにコマーション・ソングを歌いまくつておる。これなんかもう童心を毒するものだと思ひます。そういう点について教育の立場からどう考えるか、また今までどうしてきたのか、さらにどうしようとするのか、お伺ひいたします。

○上野説明員 お答えいたします。ただいまお話しした過大広告あるいは懸賞、そういうものによる販売が子供たちによくない影響を与えているんじゃないかというお話は、私も心配している問題でございます。子供たちの健全な育成をはかるという立場から、学校教育の全体を通じて、また地域の事情なり子供たちの経験というものに即しまして、学校の教育はいろいろ編成をされ、行なわれておりますが、新しい教育課程におきましては、道徳の面で指導要領の中に物やお金を大切に上手に使うということを指導するようになつております。これは一年生から指導しておりますが、そのほかにも合理的な生活態度を養うということも非常に重視して指導をいたしております。そのほか、また社会科等においてもいろいろな指導が行なわれますが、身のまわりの具体的な問題としては、学級活動におきましてきつめて民主的な子供たちの話し合いを中心として問題の解決をはかるという点で、いろいろな事象を取り上げて、先生が子供たちに健全な生活態度を育成するということについて努力しているわけでございます。これは新しい学習指導要領が昨年から実施されておりますが、この実施によりまして、そういう点につきましても充実してきて参つておると思ひますが、私どもは今後におきましても、これはこれからの社会に生活をしていく子供たちの生活能力、生活態度を養う上において非常に重要な問題でございますので、今後とも指導を十分いたしていきたいと思つております。

それからコマーション・ソングの問題でございますが、これにも御承知のようにいろいろなコマーション・ソングがあると思ひます。私どもは健全な音楽というものを幼児のうちから育てることが、人間形成の上で、特に日本の社会環境においてきつめて重要であるという考えをもちまして、小学校の一年生におきましては、従来は音楽の授業時間が二時間であつたのでありますが、昨年からこれを三時間にいたしました。三時間やっております例は、ほかの一流国におきましてどこにもないのであります。そういうような音楽教育が情操陶冶の上で非常に重要であるという立場から、音楽教育を充実する。そうしてその中にはわが国の古来伝つておりますいろいろな唱歌あるいはその他の民謡等のいいものを取り上げてそれも取り、そういうふうなことで、音楽教育を充実しまして、健全な音楽を子供たちが好み、またそれを歌うというふうな指導をいたしているわけでございます。そういう点で、ただいまの御質問の点につきましては、重要な問題でありますから、今後とも努力をして参りたいと思ひます。昨年以來新しい学習指導要領の実施につきましても、非常にいい傾向に向かいつつあるのではないかとこのように考えております。

○田中(武)委員 問題の焦点だけじゃなくて言つてもらつた方がいいので、あまりほかのことは言わなくてもけっこうなんです。そこで、そういうような射幸心をそそるような広告、ことに懸賞販売、これが青少年の教育によくないことはあなたも認められておるでしょう。従つて、そういうことをやっている業者、

言えというならば名前をあげますが、直ちにそういうことをやめてくれという申し入れをする決意がありますが、いかがですか。

○上野説明員 この問題につきましては、婦りまして上司に報告をいたしまして、必要があれば関係各省と連絡をとって処置するようにいたしたいと思ひます。

○田中(武)委員 だから課長ではだめだと言ったのです。一つ帰って相談をした結果を私に書面をもって回答願いたい、必要であるならば何出版会社、何製菓会社、一々事実をあげます。よろしいですか。直ちにその措置をとる、そういうことでやってもいい。上司にお伺いを立てて云々ということではだめなんです。だから課長ではだめだと言ったのです。仕方がないですから、文部省はこれで終わります。

次に、法務省を見えましてね。先ほど来法務省を待っておったのですが、あなたも新聞を知らなければよく御承知と思いますが、土地売買についてこのようなチラシが金曜日、土曜日、日曜日にかけて折り込まれていることは事実であります。これは認められると思ひます。これにはとんでもないものがたくさんあるわけでありまして、過大広告というよりむしろ詐欺行為、こういうものがたくさんあると思うのです。これは私は、今やっている不当景品類及び不当表示、これではなく、むしろ詐欺罪その他の刑法の問題になると思うのですが、そういう点についてはどうでしょう。たとえば駅から何分というように行つたのが、とんでもないところと連れていかれたという事実があります。四月七日の朝日新聞

の夕刊ですが、駅から歩いて七分が車で四十五分かかった、そして車代をとられる、あるいは強制的に契約をとられる、こういう事例がたくさんある。

先ほど建設大臣も来てもらつてそのときに一緒に聞きたかつたのだが、あなたの方がおくれたから仕方がないが、この種の中には詐欺行為というものがたくさんあると思うのです。こういうことについてどう思うのか。同時に詐欺行為としてこれは警察庁に言うべきだと思ひますが、直ちに捜査を開始する用意があるか、いかがですか。

○竹内政府委員 広告の中に非常に誇大なものがあり、しかもそれが行つてみると実情と違つておるといふような、事実と反した広告、仰せのように詐欺的なものと申しますか、そういう広告のたくさんございましては承知いたしております。そのような詐欺的なものも申すべき広告がすぐ詐欺罪になるかどうかという点につきましては、これはなかなか学説上問題があるようございまして、直ちに詐欺罪になるというふうにも言い切れないのでございまして、従ひまして、すぐ捜査をするかというふうなことにございましては、その広告のみをもつてすぐ捜査に着手するといふわけには参らないと思ひます。

○田中(武)委員 これが過大広告である、直ちにこのことだけが詐欺になる、とは言ひ切れない、その通りだと思ひます。これにひつつかつていってそしてばかを見た、こういう具体的な事実があれば、私は詐欺になると思ひます。しかし、これは被害者から申告がなければいかぬとか何とか言うだろうと思ひますが、私は実は今委員長代理として委員長席におる板川君と一べん実際に

にこれを見てみようと思つておるのです。あなた方も一応、法務省がこれに出かけるのはどうかと思ひますが、所轄の警察署あたりで一応実態をお調べになつたらどうかと思ひます。この中には詐欺、暴行、脅迫、あらゆるものを事実含んでおるのです。だから、そのうち観点が一つこの種のものを取り締まる、こういうことについて、直ちに詐欺とはいへないとして、疑いのあること、またそういうことが現実に行なわれていることは、想像がつくのです。だからそういう点についてどう関心を示されるか。

○竹内政府委員 仰せの通り、この実態がどうであるかというところは、これは取り締まり当局として承知しておかなければならないし、詐欺でないにいたしましても、そこに暴行があり、脅迫があるというところになれば、それはそれぞれの犯罪になるわけございまして、警察当局におきましては、おそらくそういう実態につきましてはそれぞれ内偵、査察をしておると思ひます。本日この席には警察当局はおいでになつておりませんけれども、私から関連の事項としてお取次をいたしたいと思ひます。

○田中(武)委員 四月七日の朝日新聞の夕刊に、名前まで入つておるのですが、東京都豊島区西巣鴨二ノ四〇六の斎藤浜子さんという人の体験談が出ておるのです。これは具体的にひつかつておる事実です。抽象的ではいけないというところなら、この事実を示しますから今読み上げた人、この人について一べん実態を調べてもらいたい、一つそういうふうに希望したいと思ひます。

さらにもう一点ですが、懸賞販売、これにそれが抽せんを伴う場合、外国では富くじ類似行為として取り締まつておるわけですが、日本にもたくさんこの種のものがあつますが、一体日本は今日までこの種の富くじ類似行為としてどういふものを見てきたかどうか。いわゆる懸賞販売で抽せんによる懸賞をつけたという行き方、これは刑法百八十七条による富くじ類似行為ではないかと思うのですが、そういう点はいかがですか。外国ではすでに刑法によつて取り締まつておりますが、いかがでございますか。

○竹内政府委員 ただいまお尋ねの点は、刑法百八十七条に直ちに該当しないというのが私どもの解釈でございまして。しかし、そういう実態が取り締まる法規があるかないかという点になりますと、いろいろ議論があるのでございまして、けれども、独禁法等にも若干これに似た規定があるわけございまして、直ちにその規定をもつてこれらに対処することができるといふことになりまして、公正取引委員会におきましても法律上の疑義を感じておるやに聞いておるのでございまして、今回提案されて御審議になっております不当景品類及び不当表示防止法案というふうなもの、これらに対処する手段というふうな私どもは理解いたしておるのでございまして。

○田中(武)委員 刑法百八十七条の構成要件を一つ言つて下さい。

○竹内政府委員 刑法百八十七条は、条文をごらんいただければわかるのでございまして、「富籤ヲ発売シタル者」とありまして、それだけでは意味がおわかりにくいと思ひるのでございまして、ここにいう景品等をつけ加えますのが

富くじを発売したということになるかどうかということなのでございまして、失礼でございしますが、若干この百八十七条の解釈を申し上げますと、この規定で重要な点と判例上されておりますことは、もちろんこの罪は風俗を害する罪というふうな理解されておるもので、その風俗を害するといふ点はこの点にあるかというところ、射幸心を著しくそるといふところにあるわけございまして。しかし、それは単に射幸心をそるだけじゃなくて、これが刑法の中の罪として、古くからこの国の刑法にもございしますが、それが刑法の罪とされておるゆえんのもの、射幸心を著しくそるだけじゃなくて、これをやることによってだれかがもうけ、だれかが損をするという一つの背景がなければいかぬというところになつておるわけですから、これは刑法がそういうものを規定します以上、反社会性が著しいものでなければなりません。そういう解釈は相当だと思ひます。そこで今の景品の場合を申しますと、確かに富くじ類似の行為でありまして、確かに富くじそのものである、かないかというところにつきましては、必ずかしらと思ひます。それは先ほど申したわけでありまして、それは正当に買ひます商品が相当な価格をもつて売買されておるものでありまして、それに付け加えて景物をくめるのに抽せんといふことの手段がそこへ用いられるといふ点、お客さんの方はそこで損をしないわけだと思ひます。そうなりますと、この富くじを発売して、買っただけでは、ならないわけなんです、どうしてもそこに、たとえば無価値にひとしいようなものを売つ

ておいて、それに抽せん券がついて
おいて非常に高いものをくれる、こ
ういうことになりますと、買う方の人
は、たとえば当たりさわりがあるかも
しませんが、かりにチューインガ
ムのようなものを考えてみますと、
チューインガムの無価値にひとしいよ
うなものを買う人は、チューインガ
ムを買うのじゃなくて、その中に入
る抽せん券を買うといったような事
実状態が客観的に見得るものであり
ますならば、これは富くじというふう
に見てもいいと思います。しかし、現
在よく巷間にありますようなものは、
それはそれなりに価値がある商品で、
それ相応の代価で売っておるのですが、
それよりもさらに販路を広めるた
めに、今言ったような抽せんの方法
によって景物をつける、こういうこと
になりますと、富くじには当たらない
ということになるかと思うのでござい
ます。

○田中(武)委員 あなたがおっしゃ
たようなことがあるのですよ。無価値
のようなものを景品でつって売る、抽
せん券でつって売るといふ事実もある
わけなんです。だからだれかが損をし
なければと、こう言うのですが、たと
えばトリスでハワイへ、こういうこと
で、ハワイへ行きたいということ
で、その抽せん券を目当てにボーナス全
部トリスを買ったという人もおる。こ
ういうのは損害とは何ぞやということに
なろうと思うのですが、これはあなた
がこういふような場合はなり得るとい
うような場合があり得るのですよ。そ
れは事実調べなければわからぬです
が、ただそういうことはたくさんある
のです。広告の中には、あるいは懸賞

販売にはありますので、この法律の百
八十七条には「富くじ」となっており
て、類似行為云々がないから、外国では類
似行為があるのだからどうか知り
ませんが、そういう点はやはり検討の
余地がある。それから反社会性の問
題、あるいは射幸心をあおるといふ問
題、あるいは射幸心から抽せん券で当
たればという射幸心からの損失の問題
等々、やはりあなたのおっしゃるよう
なことがあり得る、こういうように思
いますので、一つ十分検討してもら
いたい、こう思います。

○竹内政府委員 十分検討されてい
ただくつもりでありますが、今トリスの
お話がございましたが、トリスが水み
たいなものであって、それ自身無価値
なものを買うというのじゃなくて、ト
リスはトリスなりに相当な価格でお客
さんは買っている。ハワイへ行きたい
ために全財産なげうって買った人があ
るかもしれませんが、それはそれとは
違ふのでありまして、私の申し上げて
おるのは、商品そのものが商品的に価
値のないものを、買う方の人にもトリス
の内容の酒を買うのじゃなくて、抽
せん券を買うのだという客観的な
事実関係が認められる場合には、富く
じになるというところもあり得るとい
うことを申し上げているわけでありま
す。

す。と申しますのは、禁止せられてお
るところはその抽せん券が無効である
ということを表示した抽せん券が入
っているようでありまして、そういう点
から見まして、取り締まっておるこ
ろもある。それから取り締まると取
り締まらぬのはどういふけじめをつ
けておるのかというところが問題でござ
いますけれども、日本にも御承知だと
思いますが、明治四十二年の内務省令
でこの類似を取り締まる規定があつた
わけでございますが、この取り締ま
り方につきましては、指定をしてす
ぐそれに違反すれば罰をかせるとい
う形式がよろしいか、まず排除命令を
出して、その排除についての不当を争
わして、その審決が確定した上で刑
罰を課する。なおそれをやる場合に
は、刑罰を課するというワン・ク
ッションを入れた取り締まり方法がい
かというようなことが議論の対象かと
思うのでございますが、本法案はワ
ン・クッションのやり方をとってお
る。そこに私も考えておるのであり
ます。そこで、それでは取り締まりが手
ぬるいということになれば、内務省令
的な考え方もあり得ると思うのでござ
います。これはもっぱら立法技術に
属する問題だと思ひます。

○田中(武)委員 法務省はけこうで
す。これから本番に入りますが、佐橋局
長と公正取引委員会に集中してお伺
いたします。

○佐藤(基)政府委員 家庭用品品質表示法
では、個々の商品を消費者に対してそ
の性能なり正しい使い方を示そうとい
うのがこのねらいでございまして、わ
れわれの表示というのは非常に狭い意
味で、むしろ広告などは含まれており
ませんので、家庭用品品質表示法で
いう表示とは、現在審議されております
法の表示とは表示の内容が違ふ、こ
ういふふうに解釈いたしております。

○佐藤(基)政府委員 お話しの、表示
という意味が違ふかどうかということ
でございまして、表示というものは、内
容でございますか実質を外に示すとい
うことで、法律によつてその表示の
範囲は違ふかもしれませんが、表示と
いう言葉は別に違ふとは思つておりま
せん。

○田中(武)委員 その通りなんです。
表示という法律用語は違つてはいけ
ないのです。しかし、双方とも指定す
るとかなんとかいうことになっておる
のです。そこで違つてくる、こういうこ
とになると思ひわけなんです。そこ
で、まず聞くのですが、家庭用品品質
表示法とこの法律との法益はどうい
ふふうになりますか、双方にお伺い
いたします。

○佐藤(基)政府委員 現在御審議になつ
ております公正取引委員会の法案は、い
わゆる不正競争の防止というところ
に主眼が置かれておまして、われわ
れの方の提案いたしております家庭用
品品質表示法は、即物的に個々の商品

の正確な表示というところをねらつて
おりますので、その点においていわ
ゆる対象が違ふ。しかし、結果的に消費
者保護の見地に立つ点においては両方
同様かと考えております。

○佐藤(基)政府委員 消費者保護とい
う共通な目的でありますけれども、わ
れわれの方は消極面と申しますか、悪
いものを押さへよう、向こうはいい方
はつきりさせよう、こういうことじゃ
ないかと思ひます。

○田中(武)委員 なかなか名答弁をし
ておられるのですが、この二つの法
律が競合する面は出てこないのです
か。たとえば家庭用品品質表示法にお
いて指定せられたものの虚偽の表示を
した、そういうような場合には、家庭
用品品質表示法という法の方が先に動
いていくのか、本法でいくのか。さら
に今日初めて表示ということが出てき
たのではなく、たとえば繊維製品品質
表示法ですか、そういうのが今まで
あったわけなんです。今度それが幅を
広げて家庭用品までいくというのがど
うやら家庭用品品質表示法の趣旨のよ
うであります。今日の繊維製品の
品質表示は法の目的に沿つて動いて
なかった。というのは、一目見ただけ
で、綿が幾らか、化学繊維が幾らか
からない。従つて、これらは何%が
綿、何%が毛、あるいは何%が化繊、こ
ういふような目的を持って作られたと
記憶いたしております。ところが、その
後の実際を見ておきますと、純毛、純綿
と書いてあるだけで、何%でどうとい
うものはあまり見かけないのですが、
過去において品質表示法の立場に立
つて通産省はどのような監督をしてき
たのか、また公正取引委員会はそうい

ような事実について知っておったのか、もし知っておったとしたら、何らかの手を打ったか、いかがでございすか。

○佐藤政府委員 御指摘の、家庭用品品質表示法と本法とで競合する場合があるのではないかと点であります。これは明らかにあり得ると考えます。これは公正取引委員会と通産省と十分連絡をして運用して参りたいと考えておりますが、われわれの考えではまず家庭用品品質表示法が動く、こういうふうに考えておるわけであります。

あとの繊維製品品質表示法の点につきましては、御承知のように、繊維製品品質表示法は、任意表示と強制表示と両方の規定があるわけでございす。が、強制表示の条項は繊維製品品質表示法の施行期間中には発動されておらなかったわけであります。また新しい繊維がここ数年来出てきたためにいろいろの混淆を来した点もあるかと思ひますが、そういう点は今度の拡充いたしました法律で適正な運用をして参りたいと考えております。

○佐藤(基)政府委員 家庭用品品質表示法で表示義務を命じた場合に、その義務に違反して、私の方の立場でいえば、不当な表示をしたという場合には、おそらく法律上には両方の法律の問題になると思ひます。しかし、運用上の問題は別でありまして、これは要するに同じような目的を持っておるのではありませんから、家庭用品の方で十分は正効果を上げられるならば、しいてわれわれの方の法律でやらなくていい場合もあり得るかと思ひます。

それから、従来の繊維製品の問題に

つきましては、私の方の調査が足りなかつたと申しますか、実例はなかつたようであります。

○田中(武)委員 もう時間がだいぶ迫つたから、あまりこまかいことを言わねつもりですが、実例がなかつたといふことじゃない、そういう実例ばかりだといふのです。

○佐藤(基)政府委員 実例というのは、私の方で問題とした実例、そういう意味であります。

○田中(武)委員 ところが、たくさんあるのですよ。一ぺん調査してもらいたいと思ひます。

それからこの両法案が競合する場合、これは両方とも動く場合もあるけれども、一方だけが優先する場合もあり得ると思ひます。そのときには通産省と公正取引委員会とでな張り争いでなく、消費者保護の立場から十分な措置を希望いたします。

家庭用品の問題については後日また詳しく御答弁を願ひたいと思つておりますので、次に本法案の内容に入つていきたいと思います。

まず第二条の定義でございすが、ここでいう二項の「表示」の内容はどうか、こういうことでの板川委員が質問いたしておりました。しかし、私はあのときに言ったんだが、答弁はなかつたと思ひますが、いわゆるラベルとか説明書、広告、こういうものははっきりわかつておりますが、たとえばセールの口上といふものは、これは録音でもしなければ証拠が取れないといふことになると思ひますが、この「表示」にはセールの口上、こういうようなことも含みますか、いかがですか。

○小沼政府委員 通信、電話または訪問販売の販売員による宣伝、つまりセールの口上もこれで指定するといふ対象に考えております。

○田中(武)委員 この法律の二条の三行目に「附随して相手方に提供する物品」云々となつておるのですが、この「附随して」といふことはどういう範囲を考へておられるのですか。

○小沼政府委員 これは直接その取引の条件といふのです。附随といふ非常に狭い意味ではなくて、この取引に関連して相手方に提供する物品といふようなことに解釈したいと考えております。ですから、たとえば現在新聞業の特殊指定の中で、拡大販手段としていろいろ、なべ、かま類を配つておる、直接新聞の取引と関係ないといふことで、それをもとにして勧誘するのではなくても、一般的にそういうものを配れば、それはやはり不公正な取引方法としておりますが、その程度のものであり、この「附随して」の中に入ると考へております。

○田中(武)委員 俗に選挙違反の場合に、きせるとかくわとかいうことがあるのです。きせるといふのは前と後ろに金がついてゐる。くわは先に金がついてゐる、こういう意味なんです。従つてこの附随といふ問題も、同時にとももらうために、買つてももらうためにこれを上げますといふ場合と、事前に一般的に渡しておいてから、あとから順々にいく場合、あるいはそういうことを含みにしてあとから渡す場合、いろいろあるのです。このきせるとくわ、それからせつたといふのですか、こういう表現があるのですが、この三つとも含みますか。前に金がついてお

るのとうしろに金がついておると両方に金がつく場合、この場合は金というよりか、附随して物品とか何とかいふことにならうと思ひますが、このせつたとくわときせると、いかがですか。

○小沼政府委員 附随して取引に関連してということでは解釈いたします。それから、田中先生のおっしゃった点がみな入つてくるのではないと思ひます。

○板川委員 関連して。二条の一項で「取引に附随して」という二項で書いてあります。これは二条の二項では「取引に關する」といふふうに、「附随して」と「關する」とを区別して表現されておる。表示の場合は「關する」、景品の場合には附随してといふふうになつておりますが、大体両方ともそういう特別の区別する意図がなくて、「附随して」といふことも関連してといふような意味だ、こういうふうな解釈をしてこれから指導される、こういうことなんでしょうか。

○小沼政府委員 その通りでございす。

○田中(武)委員 ちょっと途中ですが、警察庁を呼んでおたがそのときに間に合はなかつたので法務省の人に言ったんですが、こういう土地売買のチラシ、これが御承知のように金、土、日くらいにどんどん入つておるわけだ。これを実際に当たつてみると、過大広告だといふような範囲で済まされないと、あるいは自動車の乗って駅から七分だといふので行つてみると自動車で四十分五分もかかる、しかもその自動車賃を要求する、あるいは少し圧力をかけるというか、大きく言えば脅迫によつて

手付をとる、こういうのが事実あるわけだ。そういうものについて具体的に調べておられるかどうか、あるいはまたそういうことに対して調査——捜査まではちょっとどうかと思ひますが、それをするような考えはあるか、こういう点が一つ、これはもう法務省に質問が終わつたのですが、懸賞販売、これに懸賞販売の中において抽せんによつて大きな、見たこともないような、考へてみたこともないような、ハワイへつれていってやるとか、あるいは電気製品一そろい全部やるとか、こういうような行為、これが刑法百八十七条の富くじ類似行為とはならないか、そういう点をお伺いするつもりだつたので、実は法務省と警察庁が一緒だつたら都合がよかったが、そういう点なんです。あとは法務省と相談を願ひたい。竹内刑事局長が見えておつたので話しておきましたから……。

○綱井説明員 第一点の土地販売のおもに新聞の折り込みが多いと思ひますが、これが犯罪の疑いがあるのではありませんか、それについて何か考へておるかという御趣旨の御質問であります。この点につきましては、私どもの方でも、最近の土地の値上がりその他によりまして十分注意を払つておるわけで、さきには悪質ないわゆる地産師とか純然たる詐欺に該当する者の検挙をいたしたわけでありす。チラシ等についても、最近特に数があふておるようにも聞いておりますし、またうわさ話はいろいろ聞いておりますので、目下調査をいたしております。ただ、その関係で非常に頭をめぐらして考へておるようでありすので、その実態がどうであるか、その実態に應じて、も

し犯罪の疑いが濃厚であるということになれば、適当な措置をとりたい、かように考えております。

第二項につきましては、富くじの場合には、刑法の規定する富くじは、かける、いわば一般公衆の方から金銭ないし財物の抽出、それを基礎にして財物の得喪が争われるという点が特質であります。一般の懸賞募集の場合には、業者がその利益の一部を割いて提供する、消費者としてはその物品を正当なる値段で購入しておるといふ限りにおいては、刑法に規定する富くじ類似行為には該当しない。しかし、それらの懸賞のための費用が物の値段そのものに含まれておる、また消費者の側でもそれを承知の上であるといふふうになれば、あるいは該当するおそれもある、かように考えております。

○田中(武)委員 これは一応法務省とやったあとですが、抽象的なものだけでは困るということだったら、具体的な事実をここに持ってきておられますから、投書者の住所氏名もありませんので、控えていつてあとで善処願いたい。これで警察庁はけっこうです。

引き続いて条文に入りたいのですが、この三条、四条。これは三条の方は二条の一項、四条の方は二条の二項を受けた規定だと思ふのです。これは結局、すべて公正取引委員会の指定に待つということになるかと思ふのです。

そこでこの四条の一号にもありますが、「実際のもの又は当該事業者と競争関係にある」と云々と、こうある。いわゆる抽象的誹謗行為である、こう思うのですが、これとは逆に特に不利益な点と言いますか、欠陥を隠蔽した販売

方法、こういうのはこれに該当しますか、どうなんですか。

○小沼政府委員 第四条の三号の「前二号に掲げるもののほか」二一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引するといふことで、この運用で指定をする、指定できるものは指定でやっていくといふ考えであります。

○田中(武)委員 板川君がきのう質問したそうで、できると解釈いたしまし

四条の一号、二号を見た場合に同じような規定があるのだが、片一方は品質、規格にかかり、片一方は価格にかかつておる。それから三号が表示にかかつておると思ふのです。そこで一号には「著しく優良」と、こうある。これは品質、規格ですから、優良という言葉は品質、規格でいいのです。二号の方では価格が「著しく有利」とあるいは安価といふことになるかと思ふのです。これを特

に優良とか、特に有利とかいふように、著しくとした場合とは範囲が異なりますか。

○小沼政府委員 これは「著しく」でございますが、実際上特にという意味と同じようなことになると考えております。

○田中(武)委員 私はこの種の条文は厳格に解するというのが建前だ、こうなるのであつて、ここで「著しく」といふと、相当縮小解釈が行なわれるのではないか。そうすると、本法の目的達成にも合つてこない。従つて、特にというのがよいのじゃないか、こう考

えておりますが、実際の運用にあたつて、これは「著しく」という小さな観

点でなく、特にというのと同じような考え方で運用する、そういうことで了解したいのですが、よろしいですか。

○小沼政府委員 そういふことで運用も考えております。

○田中(武)委員 時間がないので急ぎますが、この法案の一番中心は第六条だと思ふのです。いわゆる独禁法の特例法としてこの法律を作る、いわば略式裁判のようなもので、ねらいはこの排除命令にあると思ふのです。そこで、この排除命令でございますが、この条文の中で「その行為の差止め若しくはその行為が再び行なわれることを防止するために」と云々となつておる。この「差止め」といふことは、いわゆるインジャンクシンの命令、こ

うふうに解釈していいか。それから「再び行なわれることを防止する」といふことは、ここで出した結論は後に審決と同様に見なされるわけですが、これは事後に對してあるいは遡及して効果を及ぼすものかどうか、いかがですか。

○小沼政府委員 ただいまのインジャンクシンの点が、われわれ通常独禁法でインジャンクシンと申しておりますが、東京高裁に差止め命令をお願いする、そういう意味でしたらば、このインジャンクシンといふものは、そういう意味でなく、公取が排除命令として出すものでございます。それから「その行為が再び行なわれることを防止する」といふことは、差しとめたにかかわらず、それから先同じようなことが繰り返して行なわれるといふおそれがある場合には、将来に向かつて行なわないように排除命令を出す、そういうことでございます。

○田中(武)委員 私が言っているのは、この命令を出すことが、この法案の一番の中心なんです。これが出て三十日たつて不服の申し立てがなければ、公取委員会の審決と同様になる。これは現にあるものを差しとめるといふことと、もう一つは、これと同様の行為が今後行なわれないような予防措置をする。それじゃ、今まで来たもの、いわゆる遡及権としてはどういふことになるんですか。

それから、いわゆる差しとめ、インジャンクシン、これが出されることによって、三十日の期間があるのですから、直ちに効果は発生しない。三十日たつたないと確定しない、こ

うふうに解釈していいか。それから「再び行なわれることを防止する」といふことは、ここで出した結論は後に審決と同様に見なされるわけですが、これは事後に對してあるいは遡及して効果を及ぼすものかどうか、いかがですか。

○小沼政府委員 差しとめ命令を出しまして、三十日以内に異議がなければ、ここで審決と同じ効力を持つ、こ

ういふことでございませう。

過去において行なわれたものに遡及するといふことは、この法律でも初

ないわけではございまして、現在行なわれているのを差しとめることと、将来行なわれないようにする、そういうこととでございませう。

○田中(武)委員 過去に起こつたものには遡及はできない。それによつての害をこうむつたといふような場合は、たとえば、民法、たとえば刑法といつたようなものが働く、こ

ういふことになつておるわけですね。

○小沼政府委員 そういふことだらうと考えます。

○田中(武)委員 きのう板川君が質問しておりましたからなんです

が、十條の公正競争規約、このことによつてこの法律の除外を認めよう、これはそ

ういふ意味だと思ふのです。そこでアウトサイダー規制といふことが問題になるんですが、十條二項四号は「脱退することゝを不当に制限しない」といふことがあるわけですか。これとの関連において、この法律の運用において第十條の公正競争規約の規約といふものがどういふようになるか。四号のこれがあれば、実効が上らないのじゃないか、こ

ういふようにも考えるんですが、運用はどう考えておられますか。

○小沼政府委員 昨日も申し上げましたが、こ

ういふ業界の自主規制に對しまして、強制加入、脱退拒否といふようなことはやはり問題がありますので、加入、脱退は自由にする。そういうことと、公正競争規約でせ

つかく一定の秩序が保たれているにもかかわらず、飛び出して勝手なことをするといふことになりま

すれば、結局三條なり四條の問題で直接法律の對象として取り上げる。そういうことになるわけではございませう。

○田中(武)委員 大体これは今の排除規定を中心とした独禁法の除外規定、そのほかそれぞれ手続を定めたもので、す

から、独禁法との関係において理解していけばいいので、この程度で質問を終わりたいと思ひますが、先ほど言つた十一條の行政不服審査法を適用しないといふことは、これの独禁法違反に對しては東京高裁ですか、これでこ

ういふ除外規定があるといふことで、この処分それ自体が行政処分ではないといふことではないで

しょう。

○小沼政府委員 その通りでございまして、これは結局東京高裁になつておるといふことで、この十一條の規定が入つてい

ると解釈しております。

○田中(武)委員 きのうも申しましたが、これを運用するには、相当な人員の確保と依頼による調査あるいは知事等からの請求権、こういうものを十分見ていかなければ、運用できないと思うのです。しかもこの法律は、あげて公正取引委員会の運用に待つという事です。従って、公正取引委員会の姿勢いかに、この法律は通っても十分活動ができるかできないかがかかっておるわけです。そういう点から、われわれも協力いたしますが、あなた方自体も、公正取引委員会の人員の確保、予算の確保、そういう点について十分努力をし、作った法律が空文にならないように、腹をきめてやってもいいです。特に公正取引委員長の決意を伺いた。そしてなおきのう質問をしました。が、四十一条に規定はあるけれども、そのための調査費というものは別にないという状態なら、空文になるおそれがあるのです。従って、そういう点についてでも遠慮なくやるべきだ。少しこのごろ日の当たらない場所にあなた方は置かれつつある。これが政府の施策の方向なんです。そこで独立機関としての公正取引委員会は、十分な決意がなければいかぬ。従って最後に、この法律はあげてあなた方の手にかかっておる。指定とかすべてそうなっておる。この法案をわれわれ通すに当たって、あなた方の決意を十分伺っておきたい、このように思います。

○佐藤(基)政府委員 御心配の点ごもっともでありまして、われわれ独立機関としたしまして法律の運用に当たるのでありますが、その法律の運用に

必要な予算、人員というものは、これはまた別な方法で政府の方からもうわけでありまして、それが不十分であるという、ついでこの法律の運用も不十分になるおそれがあるので、少なくとも現在におきましては、昨日も申しました通り、この法律を出すについて、事務局で十分やれるかという点。実は十分念を押したわけでありまして。現在の定員で相当やれるというのでこの法案を出すことを決意したので。しかしながら、お話の通り、最近におけるところの広告等につきましては、いろいろ問題がある。ことに消費者行政の見地から一生懸命やらなければならぬ点が非常に多いものでありますから、予算の不足等につきましては、けさは藤山長官もちょっと触れられたと思いますが、われわれとしてもできるだけ努力して、この法案の法律になった後における運用を十分確保していく覚悟であります。

○田中(武)委員 まだたくさん質問したい点がありますが、生理的要求もあるようでございますから、この程度で一応終わりたいと思います。しかし、今答弁を聞いておれば、だいぶ無理をした答弁があったと思います。しかし、あなた方がそれでやれるのだと言うから、そのように理解いたします。法律の条文から見ても、たとえば欠陥の点を隠蔽するのが四条の三号に入るのかという点は疑問があります。しかし、あなた方がそれだけの気持を持ち、それだけの決意を持ってやろうとするのですから、あとはあなた方を叱咤激励する、そしてお手並みを拝見し

よう、そのような考えで、一応きょうの質問を終わります。

○早稻田委員長 以上で本案についての質疑は終局いたしました。

○早稻田委員長 次に、内閣提出の下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

○早稻田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○早稻田委員長 この際、お諮りいたします。第三十九国会に提出され、継続審議になっております松平忠久君外二十八名提出の下請関係法案は、提出者から成規の手續をもって撤回の申し出がございました。

同案の撤回を許可するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○早稻田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に対する修正案

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条の改正に関する部分の前に次のように加える。

第二条の次に次の一条を加える。

(下請代金の支払期日)

第二条の二 下請代金の支払期日は、新事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 下請代金の支払期日が定められなかったときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

第三条中「及び下請代金の額」を「並びに下請代金の額及び支払期日」に改める。

第四条第二号を次のように改める。

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと。

第六条の改正に関する部分の前に次のように加える。

第四条の次に次の一条を加える。

(遅延利息)

第四条の二 親事業者は、下請代金

の支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

○早稻田委員長 まず、提出者より趣旨の説明を聴取することといたします。田中武夫君。

○田中(武)委員 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案の修正案につきまして、自由民主党、社会党並びに民主社会党を代表し、委員各位の御同意を得まして、その提案の趣旨説明を申し上げたいと思います。

まず最初に案文を朗読いたします。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に対する修正案

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条の改正に関する部分の前に次のように加える。

第二条の次に次の一条を加える。

(下請代金の支払期日)

第二条の二 下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定め

2

下請代金の支払期日が定められなかつたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して下請代金の支払期日が定められたときは親事業者が下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日以下請代金の支払期日と定められたものとみなす。

第三條中「及び下請代金の額」を「並びに下請代金の額及び支払期日」に改める。

第四條第二号を次のように改める。

二 下請代金をその支払期日の経過後なお支払われないこと。

第六條の改正に関する部分の前に次のように加える。

第四條の次に次の一条を加える。

(遅延利息)

第四條の二 親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかつたときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

以上であります。

先ほど御決定になりましたが、わが社会党といたしましては、すでに撤回をいたしましたけれども、前国会から下請関係法というのを提出し、今日まで当委員会において継続審議をなされておったのであります。この法案の採決に当たりましては、一事不再議とい

う問題等もありますので、わが方の下請関係法の撤回をせねばならない。わが方の法案は、御承知のように組織、法定を中心としてまとめたものであります。従いまして、その面は入らないから、附帯決議に譲るといたしまして、この下請代金に関する点におきまして、少なくとも受領した日から六十日以上にわたり、今日手形がだんだん長くなって、お産手形とか台風手形とか、こういうふうなものが出されておる。そのために下請企業がたいに困っておるといふことは、皆さん御承知の通りであります。従いまして、六十日を経過したものに対しては利息を付する、こういうねらいが一点であります。

さらにこの六十日ということをつけることによつて、あるいはそれ以前の短い期間によつて決済せられた向きが六十日ということと延びはしないか、こういうことが考えられましたが、第二條の二に「かつ、できる限り短い期間内において」ということを入れたわけでありまして、この修正が今まで短期間で決済をなされていたものに対して、それを長くするという意思でないことは十分に御了解願えると思ひます。

本法案の審議過程において親企業と下請企業との関係の問題あるいはその手形の問題等においてはすでに論議が尽くされておると思ひますので、その理由等は省略いたします。以上をもつて提案の説明を終わりたいと思ひます。

○早稲田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○早稲田委員長 本修正案については質疑の通告もありませんので、原案並びに修正案を一括して討論に付します。

討論の通告はありませんので、直ちに採決いたします。

まず田中武夫君外二名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早稲田委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早稲田委員長 起立総員。よつて、本法案は修正議決いたしました。

○早稲田委員長 次に、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党を代表して岡本茂君、板川正吾君及び伊藤卯四郎君より本案に対し附帯決議を付すべきとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を聴取することといたします。岡本茂君。

○岡本(茂)委員 自由民主党、日本社会党並びに民主社会党を代表して、ただいま議決されました下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を提出し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

政府は、本法によつて下請取引の公正を図るほか、下請事業者が親事業者と対等な地位を確保するため、その自主的組織の結成及び育成を図る等各般にわたり積極的施策を講ずべきである。

従来下請事業者が親事業者の従属支

配下に置かれる傾向にありましたことはいはなれない事実であり、特に景気の後退期においては親事業者がその優越的地位を利用して自己の経営困難を下請事業者に転嫁し、景気調節のクッションとなつた事例が多く見られるのは御承知の通りであります。

現行下請代金支払遅延等防止法及び今回の改正案は、このような事態に対処するために積極的に運用されなければならぬのはもちろんであります。

が、真に下請取引関係の正常化をはかるためには、法律による取引面の規制とともに、下請事業者の地位を親事業者と対等の地位にまで引き上げることが必要であり、むしろこれが根本的な措置であると考えられるのであります。

特に、最近の金融引き締めが中小企業に及ぼされる傾向にあり、さらに貿易自由化を控え、下請事業者の経営が困難の度を加えることが予想される今日におきましては、下請事業者の地位の確立は焦眉の急となっております。

この意味において、政府は下請事業者が協同組合制度あるいは商工組合制度を十分に活用してその組織化を推進するよう積極的な指導を行ない、自主的な組織の強化による地位の向上を全面的に援助すべきものと存するのであります。

以上の観点から本決議案を提出した次第であります。何とぞ全会一致をもつて御賛同をお願い申し上げます。

(拍手)

○早稲田委員長 以上で説明は終わりました。

採決いたします。本動議に賛成の諸

君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早稲田委員長 起立総員。よつて、本動議の通り附帯決議を付することに決しました。

この際、小平総務長官及び中小企業庁長官より発言を求められておりますので、これを許します。小平総務府総務長官。

○小平政府委員 ただいまは下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案を御可決いただきました。ありがとうございます。

本法の施行につきましては、従来から政府もできるだけ努力を払って参つたわけでありますが、今回の改正の趣旨にのっとりまして、一そうの努力をいたすつもりであります。

なお、附帯決議の御趣旨につきましては、十分これを尊重いたしまして、御期待に沿うよう努力をいたしたいと存じます。

○早稲田委員長 大堀中小企業庁長官。

○大堀政府委員 ただいま小平総務長官から御発言がございました通り、ただいまの附帯決議の御趣旨を体して積極的に努力いたす考えでございます。

○早稲田委員長 お諮りいたします。本案に関する委員会の報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次会は明日午後零時三十分より理事会、午後一時より委員会を開会するこ

とし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十七分散会

〔参照〕

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（内閣提出第一三〇号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十七年四月二十三日印刷

昭和三十七年四月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局